

入間市防災会議委員名簿

R4.12.19

No		機 関 名	職名	氏名	代理出席者	当日 出欠席
1		入間市	市長	杉島 理一郎		○
2	1号委員	所沢労働基準監督署	署長	大野 武見		×
3	2号委員	埼玉県西部地域振興センター	所長	和田 公雄		×
4	2号委員	飯能県土整備事務所	所長	吉岡 一成	新井 浩	代理
5	2号委員	狭山保健所	所長	山川 英夫		○
6	3号委員	狭山警察署	署長	真野 益夫	古賀 淳司	代理
7	4号委員	入間市	副市長	濱川 敦		×
8	4号委員	入間市	企画部長	岩田正博		○
9	4号委員	入間市	総務部長	浅見 泰志		○
10	4号委員	入間市	市民生活部長	関谷 佳代子		○
11	4号委員	入間市	環境経済部長	原嶋 裕子		○
12	4号委員	入間市	都市整備部長	平沼 宏之		○
13	4号委員	入間市	福祉部長	市川 一博		○
14	4号委員	入間市	子ども支援部長	齋藤 忠士		○
15	4号委員	入間市	健康推進部長	岸 道博		○
16	4号委員	入間市	危機管理監	栗原 庸之		○
17	4号委員	入間市	上下水道部長	谷田部 昭人		○
18	4号委員	入間市	議会事務局長	晝間 忠利		○
19	4号委員	入間市	教育部長	浅見 嘉之		○
20	4号委員	入間市	総務部参事兼人事課長	須田 美菜子		○
21	4号委員	入間市	上下水道部次長	忽滑谷 敦子		×
22	5号委員	入間市	教育長	中田 一平		○
23	6号委員	埼玉西部消防組合入間消防署	署長	粕谷 実		○
24	6号委員	入間市消防団	消防団長	西澤 宏志		○
25	7号委員	西武鉄道株式会社	飯能駅管区長	大橋 正	塩田 恒一	代理
26	7号委員	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	支社長	福元 直行	高橋 省三郎	代理
27	7号委員	株式会社NTT東日本-関信越 埼玉西支店	支店長	丸山 猛	高橋 靖男	代理
28	7号委員	入間地区医師会	防災担当理事	野中 晴彦		○
29	7号委員	日本郵便株式会社狭山郵便局	郵便局長	川音 保久	高柳 英樹	代理
30	8号委員	入間市連合区長会	会長	矢崎 勝好		○
31	8号委員	株式会社エフエム茶笛	専務取締役	東 たか子		○
32	8号委員	入間ケーブルテレビ株式会社		小太刀 亨		○
33	8号委員	NPO法人地下からのサイン測ろうかい		佃 為成		○
34	8号委員	入間市男女共同参画審議会		山川 さおり		○
35	8号委員	入間市高齢者福祉審議会	委員	高山 京子		○
36	8号委員	入間市障害者福祉審議会	委員	橋本 敏子		○
37	アドバイザー	航空自衛隊中部航空方面隊司令部	防衛部災害派遣担当	藤村 貞行		○

令和4年度 第2回入間市防災会議

日時：令和4年12月19日(月)午後1時30分～

会場：市役所501会議室

次 第

1 会長あいさつ

2 議題

地域防災計画の改訂について

資料1

3 報告事項

令和4年度第44回入間市防災訓練の実施結果について

資料2

4 その他

第3回入間市防災会議

令和5年3月17日(金) 午後1時30分～ 市役所501会議室

地域防災計画の改訂について

令和5年度から運用開始する市の地区センター化と市の動員体制の変更、埼玉県地域防災計画の修正、国の防災基本計画の修正等を考慮した修正や追記を行いました。

1. 改訂内容

(1) 地区センター化に伴う修正

…第2編（災害予防計画編）、第3編（災害応急対策編）

支所、出張所、公民館 → 地区センター・分館

(2) 動員体制の変更に伴う修正 …第3編（災害応急対策編）

地区防災員の廃止、避難所対応員の対応部局の追加

(3) 県の地域防災計画修正（令和4年3月）の反映

…第1編（総則）、第2編（災害予防計画編）、第3編（災害応急対策編）、

第4編（災害復旧・復興編）

県の施策や県に準拠して記載している部分の反映

(4) 国の防災基本計画修正（令和4年6月）の反映

…第2編（災害予防計画編）、第3編（災害応急対策編）

避難所における食物アレルギーへの配慮、安否不明者の氏名等公表による救助

活動の効率化・円滑化

(5) 気象庁のキキクルの表示変更（令和4年6月）による修正

…第3編（災害応急対策編）

キキクル「黒」の新設と「うす紫」「濃い紫」の統合による修正

(6) 県の災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針の報道発表

（令和4年10月）による追記 …第3編（災害応急対策編）

同方針に基づき公表

(7) 入間市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づく追記

…第3編（災害応急対策編）

安否照会時に、同居の家族と同様に照会可能

(8) その他軽微な修正 …全編

誤記修正、市の配備体制に関する追記等

2. 今後のスケジュール

12/21（水）～1/19（木） パブリックコメントの実施

3/19（金） 第3回防災会議

4/1～ 地域防災計画の改訂に伴う運用開始

3. 意見書の提出について

令和5年1月19日（木）までに危機管理課へ

※ ご意見がない場合の提出は不要です。

資料 2

I 令和4年度入間市防災訓練の実施結果について

- 1 実施日 令和4年11月13日(日) 8時15分に発災
- 2 訓練時間 8時15分から12時30分頃 ※各地区によって異なります
- 3 訓練内容 災害対策本部 市役所1箇所
現場本部 支所等7箇所
避難所訓練 指定避難所48会場
- 4 訓練参加者数 下表のとおり

訓練分類	令和元年度		令和4年度	
	訓練参加団体	訓練者総数	訓練参加団体	訓練者総数
本部訓練関係	40 団体	1,834 人	10 団体	343 人
現場本部関係	6 本部	70 人	7 本部	56 人
自主防災会連絡会	6 団体	120 人	6 団体	117 人
地区自主防災会	120 団体	15,316 人	117 団体	18,856 人
避難所関係		0 人	9 団体	1,474 人
来賓		12 人		0 人
計	172 団体	17,352 人	148 団体	20,846 人

入間市地域防災計画 新旧対照表（令和4年度）

【第1編 総則】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考
総-11	<p>第2章 防災関係機関等の役割 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第4 一部事務組合、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (略)</p> <p>※参考『要配慮者及び避難行動要支援者の定義』 ○要配慮者 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者</p>	<p>第2章 防災関係機関等の役割 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第4 一部事務組合、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (略)</p> <p>※参考『要配慮者及び避難行動要支援者の定義』 ○要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者</p>	県計画の反映
総-24	<p>第3章 災害の想定・基本方針 第2節 基本方針 第9 業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>市は、「入間市業務継続計画（BCP）」を推進し、大規模災害によって市役所機能が低下する場合であっても、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るよう、次の点に留意して計画を推進する。</p>	<p>第3章 災害の想定・基本方針 第2節 基本方針 第9 業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>市は、「入間市業務継続計画（BCP）」【地震編】（平成25年3月作成）を推進し、大規模地震によって市役所機能が低下する場合であっても、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るよう、次の点に留意して計画を推進する。</p>	軽微な修正

【第2編 災害予防計画編】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考
予-4	<p>第1章 被害軽減対策の推進 第2節 地盤災害の予防 第1 危険箇所の予防対策 (略)</p> <p>資料編『資料2-1 <u>砂防指定地一覽</u>』参照</p>	<p>第1章 被害軽減対策の推進 第2節 地盤災害の予防 第1 危険箇所の予防対策 (略)</p> <p>資料編『資料2-1 <u>土砂災害危険箇所等一覽</u>』参照</p>	誤記修正
予-9	<p>第4節 避難対策 第1 避難施設の確保【危機管理課】 1 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>市は、災害対策基本法施行令に定める指定緊急避難場所の基準に従い、災害の種類（大規模な火事、地震、洪水、土砂災害）ごとにその危険の及ばない施設を小・中学校、都市公園、<u>地区センター・分館</u>等から選定する。</p>	<p>第4節 避難対策 第1 避難施設の確保【危機管理課】 1 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>市は、災害対策基本法施行令に定める指定緊急避難場所の基準に従い、災害の種類（大規模な火事、地震、洪水、土砂災害）ごとにその危険の及ばない施設を小・中学校、都市公園、<u>公民館</u>等から選定する。</p>	地区センター化
予-10	<p>2 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>市は、災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準に従い、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、<u>地区センター・分館</u>、体育館等の収容施設のある学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>[指定避難所の指定基準]</p>	<p>2 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>市は、災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準に従い、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、<u>公民館</u>、体育館等の収容施設のある学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>[指定避難所の指定基準]</p>	地区センター化

	<p>(略)</p> <p>・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、<u>地区センター・分館</u>等）を指定すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、<u>公民館</u>等）を指定すること。</p> <p>(略)</p>	
予-11, 12	<p>第4節 避難対策</p> <p>3 福祉避難所</p> <p>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p>	<p>第4節 避難対策</p> <p>3 福祉避難所</p> <p>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正
予-18	<p>第6節 防災活動施設の整備</p> <p>第1 防災拠点のネットワーク化【各部】</p> <p>3 <u>地区センター</u></p> <p><u>地区センター</u>を各地区の応急復旧対策の拠点となる地域防災拠点と位置づけ、地区内の指定緊急避難場所（指定避難所）を総括するようにする。</p>	<p>第6節 防災活動施設の整備</p> <p>第1 防災拠点のネットワーク化【各部】</p> <p>3 <u>支所</u></p> <p><u>支所</u>を各地区の応急復旧対策の拠点となる地域防災拠点と位置づけ、地区内の指定緊急避難場所（指定避難所）を総括するようにする。</p>	地区センター化
予-19	<p>第2 防災拠点施設の整備【各部】</p> <p>3 電源、非常用通信手段等の確保</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、<u>電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム</u>等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>第2 防災拠点施設の整備【各部】</p> <p>3 電源、非常用通信手段等の確保</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	県計画の反映

予-25	<p>第9節 土砂災害警戒避難体制の確立 第1 現況 (略) 資料編『資料2-1 <u>砂防指定地一覧</u>』 『資料2-2 土砂災害警戒区域一覧』 参照</p>	<p>第9節 土砂災害警戒避難体制の確立 第1 現況 (略) 資料編『資料2-1 <u>土砂災害危険箇所等一覧</u>』 『資料2-2 土砂災害警戒区域一覧』 参照</p>	誤記修正
予-36	<p>第2章 災害に強い防災体制の整備 第1節 防災体制の整備 第4 応援受入体制の整備【各部】 1 想定される応援(例示) (5) その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、総務省の災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)、災害派遣医療チーム(DMAT)、<u>災害派遣福祉チーム(DWAT)</u>、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、<u>警察庁の災害対応指揮支援チーム(D-SUT)</u>、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物<u>処理</u>等</p>	<p>第2章 災害に強い防災体制の整備 第1節 防災体制の整備 第4 応援受入体制の整備【各部】 1 想定される応援(例示) (5) その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、総務省の災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)、災害派遣医療チーム(DMAT)、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物<u>処置</u>等</p>	県計画の反映
予-43	<p>第4節 物資及び資機材等の備蓄 第1 食料、生活必需品、飲料水、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備【総務部・危機管理課・上下水道部】 1 食料の備蓄並びに調達体制の整備 (1) 食料の備蓄 イ 備蓄場所 市は、防災センター及び各現場本部(<u>地区センター</u>)、健康福祉センター、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。</p>	<p>第4節 物資及び資機材等の備蓄 第1 食料、生活必需品、飲料水、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備【総務部・危機管理課・上下水道部】 1 食料の備蓄並びに調達体制の整備 (1) 食料の備蓄 イ 備蓄場所 市は、防災センター及び各現場本部(<u>支所</u>)、健康福祉センター、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。</p>	地区センター化
予-44	<p>2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 (1) 生活必需品の備蓄 イ 備蓄場所</p>	<p>2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 (1) 生活必需品の備蓄 イ 備蓄場所</p>	地区センター化

	市は、防災センター及び各現場本部（ <u>地区センター</u> ）並びに避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。	市は、防災センター及び各現場本部（ <u>支所</u> ）並びに避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。																																																	
予-45	<p>3 飲料水の確保及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 飲料水の確保</p> <p>ア 応急給水所の設置</p> <p>市役所と<u>各地区センター</u>を給水拠点として簡易水槽などを設置し、そこに給水車両により鍵山浄水場や市内各配水場から飲料水を運搬する。</p> <p>イ 一日当たりの目標水量</p> <p>被災後の時間経過に伴い、次に示す水量を確保目標とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>2週間以内</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標水量</td> <td>3ℓ/人日</td> <td>20～30ℓ/人日</td> <td>100ℓ/人日</td> </tr> <tr> <td>主用途</td> <td>生命維持に必要な飲料水</td> <td>炊事・洗面等の最低生活用水</td> <td>生活用水の確保</td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>拠点給水</td> <td>運搬給水、仮設給水</td> <td>運搬給水、仮設給水</td> </tr> <tr> <td>給水地点</td> <td>市役所、<u>地区センター</u></td> <td>指定避難所等</td> <td>指定避難所等</td> </tr> </tbody> </table>		3日以内	1週間以内	2週間以内	段階	第1段階	第2段階	第3段階	目標水量	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	100ℓ/人日	主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事・洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	給水方法	拠点給水	運搬給水、仮設給水	運搬給水、仮設給水	給水地点	市役所、 <u>地区センター</u>	指定避難所等	指定避難所等	<p>3 飲料水の確保及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 飲料水の確保</p> <p>ア 応急給水所の設置</p> <p>市役所と<u>東金子・金子・宮寺・藤沢・西武支所及び黒須・東藤沢出張所</u>を給水拠点として簡易水槽などを設置し、そこに給水車両により鍵山浄水場や市内各配水場から飲料水を運搬する。</p> <p>イ 一日当たりの目標水量</p> <p>被災後の時間経過に伴い、次に示す水量を確保目標とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>2週間以内</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標水量</td> <td>3ℓ/人日</td> <td>20～30ℓ/人日</td> <td>100ℓ/人日</td> </tr> <tr> <td>主用途</td> <td>生命維持に必要な飲料水</td> <td>炊事・洗面等の最低生活用水</td> <td>生活用水の確保</td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>拠点給水</td> <td>運搬給水、仮設給水</td> <td>運搬給水、仮設給水</td> </tr> <tr> <td>給水地点</td> <td>市役所、<u>支所、出張所</u></td> <td>指定避難所等</td> <td>指定避難所等</td> </tr> </tbody> </table>		3日以内	1週間以内	2週間以内	段階	第1段階	第2段階	第3段階	目標水量	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	100ℓ/人日	主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事・洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	給水方法	拠点給水	運搬給水、仮設給水	運搬給水、仮設給水	給水地点	市役所、 <u>支所、出張所</u>	指定避難所等	指定避難所等	地区センター化
	3日以内	1週間以内	2週間以内																																																
段階	第1段階	第2段階	第3段階																																																
目標水量	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	100ℓ/人日																																																
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事・洗面等の最低生活用水	生活用水の確保																																																
給水方法	拠点給水	運搬給水、仮設給水	運搬給水、仮設給水																																																
給水地点	市役所、 <u>地区センター</u>	指定避難所等	指定避難所等																																																
	3日以内	1週間以内	2週間以内																																																
段階	第1段階	第2段階	第3段階																																																
目標水量	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	100ℓ/人日																																																
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事・洗面等の最低生活用水	生活用水の確保																																																
給水方法	拠点給水	運搬給水、仮設給水	運搬給水、仮設給水																																																
給水地点	市役所、 <u>支所、出張所</u>	指定避難所等	指定避難所等																																																
予-46	<p>ウ 給水方法</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>拠点給水</td> <td>①市役所・<u>地区センター</u>に簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>運搬給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仮設給水</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	拠点給水	①市役所・ <u>地区センター</u> に簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 (略)	運搬給水	(略)	仮設給水	(略)	<p>ウ 給水方法</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>拠点給水</td> <td>①市役所・<u>支所及び出張所</u>に簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>運搬給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仮設給水</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	拠点給水	①市役所・ <u>支所及び出張所</u> に簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 (略)	運搬給水	(略)	仮設給水	(略)	地区センター化																																				
拠点給水	①市役所・ <u>地区センター</u> に簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 (略)																																																		
運搬給水	(略)																																																		
仮設給水	(略)																																																		
拠点給水	①市役所・ <u>支所及び出張所</u> に簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 (略)																																																		
運搬給水	(略)																																																		
仮設給水	(略)																																																		

予-47	<p>第3 医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備【健康推進部・危機管理課】</p> <p>1 全体計画</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>ウ 備蓄場所</p> <p>(ア) 防災センター</p> <p>(イ) 各現場本部 (<u>地区センター</u>)</p>	<p>第3 医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備【健康推進部・危機管理課】</p> <p>1 全体計画</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>ウ 備蓄場所</p> <p>(ア) 防災センター</p> <p>(イ) 各現場本部 (<u>支所</u>)</p>	地区センター化
予-65	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第2節 防災組織の育成・強化</p> <p>第3 事業所等の防災組織の整備【危機管理課・消防組合】</p> <p>2 防災組織の整備</p> <p>(4) 関係機関への協力体制の確立</p> <p>ア 民生委員・児童委員、日赤奉仕団、<u>自主防災会及び地域包括支援センター</u></p> <p>第4 ボランティアの活動環境の整備【福祉部・社会福祉協議会】</p> <p>(略)</p> <p>市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という）等、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第2節 防災組織の育成・強化</p> <p>第3 事業所等の防災組織の整備【危機管理課・消防組合】</p> <p>2 防災組織の整備</p> <p>(4) 関係機関への協力体制の確立</p> <p>ア 民生委員・児童委員、日赤奉仕団 <u>及び</u> 自主防災会</p> <p>第4 ボランティアの活動環境の整備【福祉部・社会福祉協議会】</p> <p>(略)</p> <p>市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という）等、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	防災基本計画の修正 他
予-69	<p>第3節 防災意識の啓発</p> <p>第1 市民に対する防災意識の啓発【危機管理課】</p> <p>10 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去の災害の教訓や文化を後世に伝えるため、災害記録、災害調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、</p>	<p>第3節 防災意識の啓発</p> <p>第1 市民に対する防災意識の啓発【危機管理課】</p> <p>10 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去の災害の教訓や文化を後世に伝えるため、災害記録、災害調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、</p>	県計画の反映

	<p>適切に保管、公開する。<u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関するモニュメント等）</u>の意味を正しく伝承するよう務める。</p> <p>また、市内各地区における災害教訓の伝承活動を啓発し、その取組を支援する。</p>	<p>適切に保管、公開する<u>とともに</u>、災害に関するモニュメント等の意味を正しく伝承するよう務める。</p> <p>また、市内各地区における災害教訓の伝承活動を啓発し、その取組を支援する。</p>											
予-71	<p>15 防災知識の普及</p> <p><u>(4) 市、県及び国は、学校における消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>15 防災知識の普及</p> <p><u>(新設)</u></p>	防災基本計画の修正										
予-72	<p>第4 学校における防災意識の啓発【教育委員会】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>市、県及び国は、防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>なお、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。発災時の危険回避及び安全な避難行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行う。</p> <p><u>また、小中学校における総合学習等の時間を利用し、自らの生命及び身体を守るための避難行動、住宅等建物の耐震化や家具固定等の予防対策等について説明したり、中学生に対してはマイ・タイムライン教育を行うなど、</u>平常時から「自助、共助」の重要性を積極的に啓発する。</p>	<p>第4 学校における防災意識の啓発【教育委員会】</p> <p><u>学校における防災教育は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</u></p> <p>市、県及び国は、防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>なお、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。<u>特に、</u>発災時の危険回避及び安全な避難行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行う。</p> <p><u>特に、小中学校における総合学習等の時間を利用し、自らの生命及び身体を守るための避難行動をはじめ、住宅等建物の耐震化や家具固定等の予防対策について具体的に説明するなど、</u>平常時から「自助、共助」の重要性を積極的に啓発する。</p>	中学生のマイ・タイムライン研修を踏まえた追記 他										
予-83	<p>第6節 帰宅困難者対策</p> <p>第2 市外在住の帰宅困難者対策【各部】</p> <p>1 受入施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受入れ対象駅</th> <th>一時滞在施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入間市駅</td> <td>入間市産業文化センター</td> </tr> <tr> <td>豊岡高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	受入れ対象駅	一時滞在施設	入間市駅	入間市産業文化センター	豊岡高等学校	<p>第6節 帰宅困難者対策</p> <p>第2 市外在住の帰宅困難者対策【各部】</p> <p>1 受入施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受入れ対象駅</th> <th>一時滞在施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入間市駅</td> <td>入間市産業文化センター</td> </tr> <tr> <td>豊岡高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	受入れ対象駅	一時滞在施設	入間市駅	入間市産業文化センター	豊岡高等学校	地区センター化
受入れ対象駅	一時滞在施設												
入間市駅	入間市産業文化センター												
	豊岡高等学校												
受入れ対象駅	一時滞在施設												
入間市駅	入間市産業文化センター												
	豊岡高等学校												

	武蔵藤沢駅	藤沢地区体育館	武蔵藤沢駅	藤沢地区体育館	
		東藤沢 <u>地区センター</u>		東藤沢 <u>公民館</u>	
		藤沢東小学校		藤沢東小学校	
	仏子駅	西武中学校	仏子駅	西武中学校	
元加治駅	西武小学校	元加治駅	西武小学校		
金子駅	金子中学校	金子駅	金子中学校		

【第3編 災害応急対策編 第1章 震災応急対策計画】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考																																
<p>応 (震災) -1</p>	<p>第1節 応急活動体制 第2 配備・動員体制【各部】 1 配備体制 地震災害時の配備体制及び配備基準は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 443 981 836"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>地震発生時の配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">情報連絡会議体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制 <u>(災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)</u></td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制 <u>(災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</u></td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		地震発生時の配備基準	情報連絡会議体制		(略)	警戒体制 <u>(災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)</u>	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	非常体制 <u>(災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</u>	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	<p>第1節 応急活動体制 第2 配備・動員体制【各部】 1 配備体制 地震災害時の配備体制及び配備基準は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1124 443 1841 836"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>地震発生時の配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">情報連絡会議体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		地震発生時の配備基準	情報連絡会議体制		(略)	警戒体制	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	非常体制	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	<p>配備体制に関する追記</p>
配備体制		地震発生時の配備基準																																	
情報連絡会議体制		(略)																																	
警戒体制 <u>(災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)</u>	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
非常体制 <u>(災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</u>	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
配備体制		地震発生時の配備基準																																	
情報連絡会議体制		(略)																																	
警戒体制	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
非常体制	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
<p>応 (震災) -2~4</p>	<p>4 災害時の動員体制 (5) 現場本部長 (<u>地区センター</u>長等) 災害発生時にはそれぞれの担当現場本部 (各<u>地区センター</u>等) に駆けつけて現場本部を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。 また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、<u>各避難所の避難所対応員の調整等、必要な人員を配置する。</u> (6) 現場本部員 (市民生活部、選挙管理委員会事務局) 現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。 <u>(削除)</u></p>	<p>4 災害時の動員体制 (5) 現場本部長 (<u>支所</u>長等) 災害発生時にはそれぞれの担当現場本部 (各<u>支所</u>等) に駆けつけて現場本部を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。 また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、<u>応援要員を配置する。</u> (6) 現場本部員 (市民生活部、選挙管理委員会事務局) 現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。 <u>(7) 地区防災員 (指名職員)</u> <u>災害発生時には、担当する自主防災会と連絡を取り、会長等から初期被害状況を収集し、現場本部へ報告する。</u></p>	<p>地区センター化 動員体制の変更 他</p>																																

- (7) 避難所対応員（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育部）

災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所、指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。

- (8) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）

災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。

- (9) 救護所対応員（健康推進部）

救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。

また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。

- (10) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）

ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。

- (11) 危険度判定員

建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。

第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理課】

1 災害対策本部の設置

- (2) 本部設置場所

本部の設置場所は、本庁舎（屋外敷地を含む）とし、「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

なお、本庁舎が被災し使用不能となった場合は、建物の耐震性等を考慮し、入間市博物館、次に入間市健康福祉センターに本部設置を検討する。入間市健康福祉センターに本部を設置する場合には、救護所としての活動に支障が生じないよう、本部

なお、平常時から担当の自主防災会との連携を密にし、行政としての助言、指導等を行い災害予防体制の向上を図る。

また、必要に応じて担当地区内の災害調査に従事にする。

- (8) 避難所対応員（環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、教育部）

災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所、指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。

- (9) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）

災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。

- (10) 救護所対応員（健康推進部）

救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。

また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。

- (11) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）

ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。

- (12) 危険度判定員

建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。

第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理課】

1 災害対策本部の設置

- (2) 本部設置場所

本部の設置場所は、本庁舎内とし、「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

なお、本庁舎が被災し使用不能となった場合は、建物の耐震性等を考慮し、入間市博物館に本部を設置する。さらに、これも使用できない場合は、入間市健康福祉センターに本部を設置する。その際、救護所としての活動に支障が生じないよう、本

	<p>設置スペース等について考慮する。 <u>市内の施設が使用できない場合は、埼玉県の協力を得て、県内他市町村に本部を設置する。</u></p> <p>3 現場本部の設置 災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じ各<u>地区センター</u>に現場本部を設置する。</p>	<p>部設置スペース等について考慮する。</p> <p>3 現場本部の設置 災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じ各<u>支所</u>に現場本部を設置する。</p>	
--	--	---	--

<p>応 (震災) -5</p>	<p>(3) 設置場所</p> <table border="1" data-bbox="224 478 1048 1109"> <thead> <tr> <th>現場本部名</th> <th>設置場所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>扇 町 屋</u></td> <td><u>扇町屋1-9-34</u></td> <td><u>2962-4495</u></td> </tr> <tr> <td><u>東 町</u></td> <td><u>東町3-1-35</u></td> <td><u>2963-7503</u></td> </tr> <tr> <td><u>黒 須</u></td> <td><u>黒須2-3-13</u></td> <td><u>2962-7511</u></td> </tr> <tr> <td>東 金 子</td> <td>大字小谷田77-3</td> <td>2964-0111 <u>2962-7711</u></td> </tr> <tr> <td>金 子</td> <td>大字寺竹535-1</td> <td>2936-0111 <u>2936-1171</u></td> </tr> <tr> <td><u>宮寺・二本木</u></td> <td>宮寺2405-1</td> <td>2934-2002 <u>2934-4466</u></td> </tr> <tr> <td><u>藤 沢</u></td> <td>下藤沢5-17-1</td> <td>2964-1278 <u>2962-6475</u></td> </tr> <tr> <td><u>東 藤 沢</u></td> <td><u>東藤沢3-19-19</u></td> <td><u>2962-6922</u></td> </tr> <tr> <td>西 武</td> <td>大字野田<u>496</u></td> <td>2932-1171 <u>2932-0033</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>資料編『資料1-7 現場本部の担当区域』参照</u></p>	現場本部名	設置場所	電 話	<u>扇 町 屋</u>	<u>扇町屋1-9-34</u>	<u>2962-4495</u>	<u>東 町</u>	<u>東町3-1-35</u>	<u>2963-7503</u>	<u>黒 須</u>	<u>黒須2-3-13</u>	<u>2962-7511</u>	東 金 子	大字小谷田77-3	2964-0111 <u>2962-7711</u>	金 子	大字寺竹535-1	2936-0111 <u>2936-1171</u>	<u>宮寺・二本木</u>	宮寺2405-1	2934-2002 <u>2934-4466</u>	<u>藤 沢</u>	下藤沢5-17-1	2964-1278 <u>2962-6475</u>	<u>東 藤 沢</u>	<u>東藤沢3-19-19</u>	<u>2962-6922</u>	西 武	大字野田 <u>496</u>	2932-1171 <u>2932-0033</u>	<p>(3) 設置場所及び担当区域</p> <table border="1" data-bbox="1079 478 1906 989"> <thead> <tr> <th>現場本部名</th> <th>設置場所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>豊 岡</u></td> <td><u>豊岡1-16-1</u> (本庁舎内)</td> <td><u>2964-1111</u></td> </tr> <tr> <td>東 金 子</td> <td>大字小谷田77-3 (<u>東金子支所内</u>)</td> <td>2964-0111</td> </tr> <tr> <td>金 子</td> <td>大字寺竹535-1 (<u>金子支所内</u>)</td> <td>2936-0111</td> </tr> <tr> <td>宮 寺</td> <td>宮寺2405-1 (<u>宮寺支所内</u>)</td> <td>2934-2002</td> </tr> <tr> <td>藤 沢</td> <td>下藤沢5-17-1 (<u>藤沢支所内</u>)</td> <td>2964-1278</td> </tr> <tr> <td>西 武</td> <td>大字野田<u>469</u> (<u>西武支所内</u>)</td> <td>2932-1171</td> </tr> </tbody> </table>	現場本部名	設置場所	電 話	<u>豊 岡</u>	<u>豊岡1-16-1</u> (本庁舎内)	<u>2964-1111</u>	東 金 子	大字小谷田77-3 (<u>東金子支所内</u>)	2964-0111	金 子	大字寺竹535-1 (<u>金子支所内</u>)	2936-0111	宮 寺	宮寺2405-1 (<u>宮寺支所内</u>)	2934-2002	藤 沢	下藤沢5-17-1 (<u>藤沢支所内</u>)	2964-1278	西 武	大字野田 <u>469</u> (<u>西武支所内</u>)	2932-1171	<p>地区センター化</p>
現場本部名	設置場所	電 話																																																				
<u>扇 町 屋</u>	<u>扇町屋1-9-34</u>	<u>2962-4495</u>																																																				
<u>東 町</u>	<u>東町3-1-35</u>	<u>2963-7503</u>																																																				
<u>黒 須</u>	<u>黒須2-3-13</u>	<u>2962-7511</u>																																																				
東 金 子	大字小谷田77-3	2964-0111 <u>2962-7711</u>																																																				
金 子	大字寺竹535-1	2936-0111 <u>2936-1171</u>																																																				
<u>宮寺・二本木</u>	宮寺2405-1	2934-2002 <u>2934-4466</u>																																																				
<u>藤 沢</u>	下藤沢5-17-1	2964-1278 <u>2962-6475</u>																																																				
<u>東 藤 沢</u>	<u>東藤沢3-19-19</u>	<u>2962-6922</u>																																																				
西 武	大字野田 <u>496</u>	2932-1171 <u>2932-0033</u>																																																				
現場本部名	設置場所	電 話																																																				
<u>豊 岡</u>	<u>豊岡1-16-1</u> (本庁舎内)	<u>2964-1111</u>																																																				
東 金 子	大字小谷田77-3 (<u>東金子支所内</u>)	2964-0111																																																				
金 子	大字寺竹535-1 (<u>金子支所内</u>)	2936-0111																																																				
宮 寺	宮寺2405-1 (<u>宮寺支所内</u>)	2934-2002																																																				
藤 沢	下藤沢5-17-1 (<u>藤沢支所内</u>)	2964-1278																																																				
西 武	大字野田 <u>469</u> (<u>西武支所内</u>)	2932-1171																																																				

<p>応 (震災) -9</p>	<p>第6 相互応援協力【企画部・危機管理課】 2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。 <u>派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。</u></p>	<p>第6 相互応援協力【企画部・危機管理課】 2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。 <u>〔1次要請（県支部内支援） 想定：局地災害〕</u> <u>被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害</u></p>	<p>県計画の反映</p>
--------------------------	---	--	---------------

		<p><u>対策本部支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。</u></p> <p><u>〔2次要請（全県支援） 想定：広域災害〕</u></p> <p><u>1次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。</u></p>					
<p>応 (震災) -10</p>	<p>3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請</p> <p>①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援</p> <p><内容> (略)</p> <p>・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。</p>	<p>3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請</p> <p>①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援</p> <p><内容> (略)</p> <p>・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。</p>	<p>県計画の反映</p>				
<p>応 (震災) -12</p>	<p>第2節 自衛隊災害派遣</p> <p>第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】</p> <p>2 要請範囲</p> <p>要請の範囲は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・<u>入浴支援</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・<u>給食</u>及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 ・その他 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・<u>入浴支援</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・<u>給食</u>及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 ・その他 	<p>第2節 自衛隊災害派遣</p> <p>第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】</p> <p>2 要請範囲</p> <p>要請の範囲は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・<u>炊事</u>及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・<u>炊事</u>及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 	<p>防災基本計画の修正</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・<u>入浴支援</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・<u>給食</u>及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 ・その他 						
<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・<u>炊事</u>及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 						

<p>応 (震災) -17</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達 第4 被害情報等の収集【各部】 1 情報の収集</p> <p><u>(6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p><u>安否不明者の氏名等の公表については、県が示す「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき実施するものとする。</u></p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達 第4 被害情報等の収集【各部】 1 情報の収集</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>県の安否不明者等の氏名等に関する公表方針の追記</p>																																															
<p>応 (震災) -18</p>	<p>2 被害情報等の収集体制</p> <p>■被害情報等の収集担当班一覧</p> <table border="1" data-bbox="224 750 1048 1145"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>被害内容</th> <th>収集担当</th> <th>情報責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教育施設の被害・復旧</td> <td>市立学校</td> <td>教育部避難所運営班</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>給食施設</td> <td>教育部給食班</td> <td>学校給食課長</td> </tr> <tr> <td><u>図書館</u></td> <td><u>教育部避難所運営班</u></td> <td><u>図書館長</u></td> </tr> <tr> <td><u>博物館</u></td> <td><u>教育部本部応援班</u></td> <td><u>博物館長</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者	(以上略)	(以上略)	(以上略)	(以上略)	教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長	給食施設	教育部給食班	学校給食課長	<u>図書館</u>	<u>教育部避難所運営班</u>	<u>図書館長</u>	<u>博物館</u>	<u>教育部本部応援班</u>	<u>博物館長</u>	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	<p>2 被害情報等の収集体制</p> <p>■被害情報等の収集担当班一覧</p> <table border="1" data-bbox="1079 750 1904 1066"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>被害内容</th> <th>収集担当</th> <th>情報責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育施設の被害・復旧</td> <td>市立学校</td> <td>教育部避難所運営班</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>給食施設</td> <td>教育部給食班</td> <td>学校給食課長</td> </tr> <tr> <td><u>公民館、図書館、博物館</u></td> <td><u>教育部避難所運営班</u></td> <td><u>社会教育課長</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者	(以上略)	(以上略)	(以上略)	(以上略)	教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長	給食施設	教育部給食班	学校給食課長	<u>公民館、図書館、博物館</u>	<u>教育部避難所運営班</u>	<u>社会教育課長</u>	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	<p>地区センター化</p>
情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者																																															
(以上略)	(以上略)	(以上略)	(以上略)																																															
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長																																															
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長																																															
	<u>図書館</u>	<u>教育部避難所運営班</u>	<u>図書館長</u>																																															
	<u>博物館</u>	<u>教育部本部応援班</u>	<u>博物館長</u>																																															
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)																																															
情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者																																															
(以上略)	(以上略)	(以上略)	(以上略)																																															
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長																																															
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長																																															
	<u>公民館、図書館、博物館</u>	<u>教育部避難所運営班</u>	<u>社会教育課長</u>																																															
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)																																															
<p>応 (震災) -19</p>	<p>3 被害情報等の収集方法</p> <p>(2) 人的被害情報</p> <p>ア 人的被害の情報源</p> <p>人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。</p> <p>(ア) 職員からの情報</p>	<p>3 被害情報等の収集方法</p> <p>(2) 人的被害情報</p> <p>ア 人的被害の情報源</p> <p>人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。</p> <p>(ア) 職員からの情報</p>	<p>地区センター化</p>																																															

	(イ) 市役所、各 <u>地区センター</u> 、消防組合等への市民からの 通報	(イ) 市役所、各 <u>支所</u> 、消防組合等への市民からの 通報																																																													
応 (震災) -25	<p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の概要【各部】</p> <p>3 災害救助法による救助の種類と実施者</p> <p>災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="280 443 1037 1489"> <thead> <tr> <th>主な救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の<u>供与</u></td> <td>(<u>建設型応急住宅</u>) 20日以内に 着工 (<u>賃貸型応急住宅</u>) <u>速やかに借上げ、提供※供与期間はいずれも2年以内</u></td> <td>対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>炊き出し<u>その他による</u>食品の給与</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具<u>その他</u>生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>7日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の<u>応急修理</u></td> <td><u>3ヶ月以内(災害対策本部が設置された場</u></td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	主な救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市	応急仮設住宅の <u>供与</u>	(<u>建設型応急住宅</u>) 20日以内に 着工 (<u>賃貸型応急住宅</u>) <u>速やかに借上げ、提供※供与期間はいずれも2年以内</u>	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	炊き出し <u>その他による</u> 食品の給与	7日以内	市	飲料水の供給	7日以内	市	被服、寝具 <u>その他</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市	医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	被災者の救出	3日以内	市	被災した住宅の <u>応急修理</u>	<u>3ヶ月以内(災害対策本部が設置された場</u>	市	<p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の概要【各部】</p> <p>3 災害救助法による救助の種類と実施者</p> <p>災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1135 443 1892 1489"> <thead> <tr> <th>主な救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅</td> <td>20日以内に 着工</td> <td>対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>炊き出し、<u>食品の</u>給与</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>被服・寝具<u>及び</u>生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>7日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td><u>1ヶ月以内</u></td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	主な救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市	応急仮設住宅	20日以内に 着工	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	炊き出し、 <u>食品の</u> 給与	7日以内	市	飲料水の供給	7日以内	市	被服・寝具 <u>及び</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市	医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	被災者の救出	3日以内	市	住宅の応急修理	<u>1ヶ月以内</u>	市	県計画の反映
主な救助の種類	実施期間	実施者区分																																																													
避難所の設置	7日以内	市																																																													
応急仮設住宅の <u>供与</u>	(<u>建設型応急住宅</u>) 20日以内に 着工 (<u>賃貸型応急住宅</u>) <u>速やかに借上げ、提供※供与期間はいずれも2年以内</u>	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																													
炊き出し <u>その他による</u> 食品の給与	7日以内	市																																																													
飲料水の供給	7日以内	市																																																													
被服、寝具 <u>その他</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市																																																													
医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																													
助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																													
被災者の救出	3日以内	市																																																													
被災した住宅の <u>応急修理</u>	<u>3ヶ月以内(災害対策本部が設置された場</u>	市																																																													
主な救助の種類	実施期間	実施者区分																																																													
避難所の設置	7日以内	市																																																													
応急仮設住宅	20日以内に 着工	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																													
炊き出し、 <u>食品の</u> 給与	7日以内	市																																																													
飲料水の供給	7日以内	市																																																													
被服・寝具 <u>及び</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市																																																													
医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																													
助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																													
被災者の救出	3日以内	市																																																													
住宅の応急修理	<u>1ヶ月以内</u>	市																																																													

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>合は6ヶ月以内)に完了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。</p>		合は6ヶ月以内)に完了		学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市	埋葬	10日以内	市	死体の捜索	10日以内	市	死体の処理	10日以内	市	障害物の除去	10日以内	市	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。</p>				学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市	埋葬	10日以内	市	死体の捜索	10日以内	市	死体の処理	10日以内	市	障害物の除去	10日以内	市	
	合は6ヶ月以内)に完了																																						
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市																																					
埋葬	10日以内	市																																					
死体の捜索	10日以内	市																																					
死体の処理	10日以内	市																																					
障害物の除去	10日以内	市																																					
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市																																					
埋葬	10日以内	市																																					
死体の捜索	10日以内	市																																					
死体の処理	10日以内	市																																					
障害物の除去	10日以内	市																																					
<p>応 (震災) -26</p>	<p>第2 災害救助法の適用及び実施【各部】 1 災害救助法適用の基準 (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準） (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、<u>内閣府令で定める基準に該当するとき</u>（4号基準） <u>(6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。(救助法第2条第2項)</u></p>	<p>第2 災害救助法の適用及び実施【各部】 1 災害救助法適用の基準 (4) 被災が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準） (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（4号基準） <u>(新設)</u></p>	<p>県計画の反映</p>																																				
<p>応 (震災) -38</p>	<p>第7節 避難活動 第4 避難所の設置・運営【各部】 3 避難所の管理・運営 (1) 避難所の管理・運営担当 (略)</p>	<p>第7節 避難活動 第4 避難所の設置・運営【各部】 3 避難所の管理・運営 (1) 避難所の管理・運営担当 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正 県計画の反映</p>																																				

	<p>避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。</p> <p>(3) 通信連絡手段の確保 通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。<u>また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p>	<p>避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。</p> <p>(3) 通信連絡手段の確保 通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。</p>																									
<p>応 (震災) -40</p>	<p>4 避難所における新型コロナウイルス感染症対策 (1) 健康状態に合わせた避難場所の確保 (略) 【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】</p>	<p>4 避難所における新型コロナウイルス感染症対策 (1) 健康状態に合わせた避難場所の確保 (略) 【埼玉県地域防災計画（令和3年3月改訂）による】</p>	<p>作成年の修正</p>																								
<p>応 (震災) -41</p>	<p>(3) 避難所受付時のフロー (略) 【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】</p>	<p>(3) 避難所受付時のフロー (略) 【埼玉県地域防災計画（令和3年3月改訂）による】</p>	<p>作成年の修正</p>																								
<p>応 (震災) -46</p>	<p>第8節 緊急輸送 第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】 2 市指定緊急輸送道路 市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>防災関係施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 火 活 動 救 助 救 出</td> <td>消防署・分署、警察署、医療施設等</td> </tr> <tr> <td>防災活動拠点</td> <td>市役所、各<u>地区センター・分館</u>、 防災センター</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>市民体育館、各地区体育館</td> </tr> <tr> <td>避難拠点等</td> <td>指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート</td> <td>公園、運動場等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	防災関係施設	消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等	防災活動拠点	市役所、各 <u>地区センター・分館</u> 、 防災センター	物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館	避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等	臨時ヘリポート	公園、運動場等	<p>第8節 緊急輸送 第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】 2 市指定緊急輸送道路 市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>防災関係施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 火 活 動 救 助 救 出</td> <td>消防署・分署、警察署、医療施設等</td> </tr> <tr> <td>防災活動拠点</td> <td>市役所、各<u>支所、各公民館</u>、 防災センター</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td><u>入間市</u>市民体育館、各地区体育館</td> </tr> <tr> <td>避難拠点等</td> <td>指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート</td> <td>公園、運動場等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	防災関係施設	消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等	防災活動拠点	市役所、各 <u>支所、各公民館</u> 、 防災センター	物資輸送拠点	<u>入間市</u> 市民体育館、各地区体育館	避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等	臨時ヘリポート	公園、運動場等	<p>地区センター化</p>
区 分	防災関係施設																										
消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等																										
防災活動拠点	市役所、各 <u>地区センター・分館</u> 、 防災センター																										
物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館																										
避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等																										
臨時ヘリポート	公園、運動場等																										
区 分	防災関係施設																										
消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等																										
防災活動拠点	市役所、各 <u>支所、各公民館</u> 、 防災センター																										
物資輸送拠点	<u>入間市</u> 市民体育館、各地区体育館																										
避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等																										
臨時ヘリポート	公園、運動場等																										

<p>応 (震災) -50</p>	<p>第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給 第1 基本事項 6 ニーズに留意した物資の調達 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 <u>食料については、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給 第1 基本事項 6 ニーズに留意した物資の調達 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
<p>応 (震災) -57</p>	<p>第13節 要配慮者等の安全確保対策 第2 在宅要配慮者等の安全確保対策【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】 6 相談窓口の開設 市は、<u>地区センター・分館</u>や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。</p>	<p>第13節 要配慮者等の安全確保対策 第2 在宅要配慮者等の安全確保対策【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】 6 相談窓口の開設 市は、<u>公民館</u>や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。</p>	<p>地区センター化</p>
<p>応 (震災) -75</p>	<p>第17節 公共施設等の応急対策 第4 ライフライン施設の応急対策【市・県・各関係機関】 5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】 (1) 応急対策 イ 応急措置 電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。 (ア) 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。 <u>(移設) →第7節第4の3へ</u></p>	<p>第17節 公共施設等の応急対策 第4 ライフライン施設の応急対策【市・県・各関係機関】 5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】 (1) 応急対策 イ 応急措置 電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。 (ア) 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。 <u>(イ) 特設公衆電話の設置</u> <u>災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹</u></p>	<p>県計画の反映</p>

	<p>(イ) 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）等の提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板及び災害用伝言板（web171）を速やかに提供する。</p>	<p><u>災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p> <p>(ウ) 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>(エ) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）等の提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板及び災害用伝言板（web171）を速やかに提供する。</p>	
<p>応 (震災) -79</p>	<p>第18節 文教・福祉対策 第4 <u>社会教育</u>施設対策【こども支援部・教育部】 開館時に地震が発生した場合、図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。</p>	<p>第18節 文教・福祉対策 第4 <u>生涯学習</u>施設対策【こども支援部・教育部】 開館時に地震が発生した場合、<u>公民館</u>・図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。</p>	<p>地区センター化</p>
<p>応 (震災) -81, 82</p>	<p>第19節 住宅応急復旧 第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】 3 <u>入居者の選考</u> 市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。<u>なお応急修理期間中に応急仮設住宅に入居することも可能とする。</u> (略)</p> <p><u>4 入居期間</u> <u>入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。</u></p> <p><u>5 仮設住宅の維持管理</u> 県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。</p> <p><u>6 要配慮者への配慮</u></p>	<p>第19節 住宅応急復旧 第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】 3 <u>入居者の選定</u> 市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 仮設住宅の維持管理</u> 県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。</p> <p><u>5 要配慮者への配慮</u></p>	<p>県計画の反映</p>

	<p>応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。</p> <p>7 災害救助法が適用になった場合の費用等 応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。</p>	<p>応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。</p> <p>6 災害救助法が適用になった場合の費用等 応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。</p>	
<p>応 (震災) -83</p>	<p>第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】 住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。</p> <p>1 対象者 <u>対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。</u></p> <p>2 除去の期間 <u>除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。</u></p> <p>3 除去作業の支援要請 <u>市は除去作業の支援について、県に隣接市町村からの派遣を要請できる。</u></p>	<p>第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】 住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。</p> <p>1 住宅関係障害物除去作業</p> <p>(1) 活動方針</p> <p><u>ア 障害物の除去は、市長が行うものとする。</u> <u>イ 第一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。</u> <u>ウ 労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。</u> <u>エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界等に対し資機材、労力等の提供を求める。</u> <u>オ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界等との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。</u></p> <p>(2) 対象</p> <p><u>住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査し実施する。</u> <u>ア 障害物のため、当面の日常生活が営むことができない状態にあるもの。</u> <u>イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。</u> <u>ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。</u> <u>エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。</u> <u>オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。</u></p> <p>(3) 対象者の選定基準と除去戸数</p>	<p>県計画の反映</p>

		<p><u>障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握したうえで算定する。(選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)</u></p> <p><u>(4) 1戸あたりの修理費基準</u></p> <p><u>住宅などに対する障害物の除去費用は、災害救助による救助、方法及び期間並びに実費弁償の基準(資料編「資料4-3」参照)の範囲内において市が県に請求できるものとする。</u></p> <p><u>(5) 実施期間</u></p> <p><u>災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長はその結果を県へ報告する。</u></p>																					
<p>応 (震災) -86</p>	<p>第20節 広報広聴対策 第1 広報活動【各部】 3 生活再開時の広報 (2) 生活再開時期の広報の手段 イ 避難所外の市民への広報 (7) <u>地区センター</u>等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出</p>	<p>第20節 広報広聴対策 第1 広報活動【各部】 3 生活再開時の広報 (2) 生活再開時期の広報の手段 イ 避難所外の市民への広報 (7) <u>支所</u>等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出</p>	<p>地区センター化</p>																				
<p>応 (震災) -89</p>	<p>第3 広聴活動【各部】 2 相談の内容 (6) 安否照会 ウ 安否情報の回答</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照会者の区分</th> <th>提供する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の同居の親族 ※</td> <td>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td>被災者の親族(上記を除く)又は職場の関係者</td> <td>被災者の負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td>被災者の知人等</td> <td>照会者が保有している安否情報の有無</td> </tr> <tr> <td>上記のすべて</td> <td>照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※同居の親族とは、事実婚・婚約の関係にある者、入間市パートナー</u></p>	照会者の区分	提供する情報	被災者の同居の親族 ※	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	被災者の親族(上記を除く)又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況	被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無	上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報	<p>第3 広聴活動【各部】 2 相談の内容 (6) 安否照会 ウ 安否情報の回答</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照会者の区分</th> <th>提供する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の同居の親族</td> <td>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td>被災者の親族(上記を除く)又は職場の関係者</td> <td>被災者の負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td>被災者の知人等</td> <td>照会者が保有している安否情報の有無</td> </tr> <tr> <td>上記のすべて</td> <td>照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報</td> </tr> </tbody> </table>	照会者の区分	提供する情報	被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	被災者の親族(上記を除く)又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況	被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無	上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報	<p>入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づく追記</p>
照会者の区分	提供する情報																						
被災者の同居の親族 ※	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																						
被災者の親族(上記を除く)又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況																						
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無																						
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報																						
照会者の区分	提供する情報																						
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																						
被災者の親族(上記を除く)又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況																						
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無																						
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報																						

	<u>シップ・ファミリーシップ宣誓制度に宣誓した者を含む。</u>		
応 (震災) -94	第23節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達 【危機管理課】 (略) 【埼玉県地域防災計画(令和4年3月)による】	第23節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達 【危機管理課】 (略) 【埼玉県地域防災計画(令和3年3月改訂)による】	作成年の修正

【第3編 災害応急対策編 第2章 風水害応急対策計画】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考																																
<p>応 (風水) -1</p>	<p>第1節 応急活動体制 第2 配備・動員体制【各部】 1 配備体制及び内容 災害対策の活動にあたってのとりべき体制の種別及び内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 483 983 912"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事前調整会議体制 (準備体制)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制 (災害警戒会議を行い、 通常の組織をもって警戒にあたる体制)</td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		内容	事前調整会議体制 (準備体制)		(略)	警戒体制 (災害警戒会議を行い、 通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	<p>第1節 応急活動体制 第2 配備・動員体制【各部】 1 配備体制及び内容 災害対策の活動にあたってのとりべき体制の種別及び内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1124 483 1843 949"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事前調整会議体制 (準備体制)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制 (災害対策本部を設置 しないで通常の組織を もって警戒にあたる体制)</td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</td> <td>第1 配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		内容	事前調整会議体制 (準備体制)		(略)	警戒体制 (災害対策本部を設置 しないで通常の組織を もって警戒にあたる体制)	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第1 配備	(略)	第2 配備	(略)	<p>配備体制に関する追記</p>
配備体制		内容																																	
事前調整会議体制 (準備体制)		(略)																																	
警戒体制 (災害警戒会議を行い、 通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
配備体制		内容																																	
事前調整会議体制 (準備体制)		(略)																																	
警戒体制 (災害対策本部を設置 しないで通常の組織を もって警戒にあたる体制)	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第1 配備	(略)																																	
	第2 配備	(略)																																	
<p>応 (風水) -3</p>	<p>5 災害時の動員体制 (5) 現場本部長 (地区センター長等) 災害発生時にはそれぞれの担当現場本部 (各地区センター等) に駆けつけて現場本部を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。 また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、各避難所の避難所対応員の調整等、必要な人員を配置する。 (6) 現場本部員 (市民生活部、選挙管理委員会事務局) 現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。</p>	<p>5 災害時の動員体制 (5) 現場本部長 (支所長等) 災害発生時にはそれぞれの担当現場本部 (各支所等) に駆けつけて現場本部を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。 また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、応援要員を配置する。 (6) 現場本部員 (市民生活部、選挙管理委員会事務局) 現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。</p>	<p>地区センター化 動員体制の変更</p>																																

	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(7) 避難所対応員 (<u>企画部、総務部</u>、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、<u>議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局</u>、教育部)</p> <p>災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所、指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。</p> <p>(8) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）</p> <p>災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。</p> <p>(9) 救護所対応員（健康推進部）</p> <p>救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。</p> <p>また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。</p> <p>(10) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）</p> <p>ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。</p> <p>(11) 危険度判定員</p> <p>建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。</p>	<p>(7) <u>地区防災員（指名職員）</u></p> <p><u>災害発生時には、担当する自主防災会と連絡を取り、会長等から初期被害状況を収集し、現場本部へ報告する。</u></p> <p><u>なお、平常時から担当の自主防災会との連携を密にし、行政としての助言、指導等を行い災害予防体制の向上を図る。</u></p> <p><u>また、必要に応じて担当地区内の災害調査に従事にする。</u></p> <p>(8) 避難所対応員（環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、教育部）</p> <p>災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所、指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。</p> <p>(9) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）</p> <p>災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。</p> <p>(10) 救護所対応員（健康推進部）</p> <p>救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。</p> <p>また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。</p> <p>(11) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）</p> <p>ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。</p> <p>(12) 危険度判定員</p> <p>建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。</p>	
<p>応 (風水) -4</p>	<p>第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理課】</p> <p>2 現場本部の設置</p> <p>災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じて各<u>地区センター</u>に現場本部を設置する。</p> <p>(1) 設置場所</p>	<p>第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理課】</p> <p>2 現場本部の設置</p> <p>災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じて各<u>支所</u>に現場本部を設置する。</p> <p>(1) 設置場所 <u>及び担当区域</u></p>	<p>地区センター化</p>

現場本部名	設置場所	電 話
扇 町 屋	扇町屋1-9-34	2962-4495
東 町	東町3-1-35	2963-7503
黒 須	黒須2-3-13	2962-7511
東 金 子	大字小谷田77-3	2964-0111 2962-7711
金 子	大字寺竹535-1	2936-0111 2936-1171
宮寺・二本木	宮寺2405-1	2934-2002 2934-4466
藤 沢	下藤沢5-17-1	2964-1278 2962-6475
東 藤 沢	東藤沢3-19-19	2962-6922
西 武	大字野田496	2932-1171 2932-0033

資料編『資料1-7 現場本部の担当区域』参照

現場本部名	設置場所	電 話
豊 岡	豊岡1-16-1 (本庁舎内)	2964-1111
東 金 子	大字小谷田77-3 (東金子支所内)	2964-0111
金 子	大字寺竹535-1 (金子支所内)	2936-0111
宮 寺	宮寺2405-1 (宮寺支所内)	2934-2002
藤 沢	下藤沢5-17-1 (藤沢支所内)	2964-1278
西 武	大字野田469 (西武支所内)	2932-1171

応
(風水)
-7

第5 相互応援協力【企画部・危機管理課】
2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請
市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。
派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

第5 相互応援協力【企画部・危機管理課】
2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請
市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。
〔1次要請（県支部内支援） 想定：局地災害〕
被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。
〔2次要請（全県支援） 想定：広域災害〕
1次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

県計画の反映

<p>応 (風水) -9</p>	<p>第2節 自衛隊災害派遣 第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】 2 要請範囲 要請の範囲は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="224 292 1048 635"> <tr> <td>・被害状況の把握</td> <td>・避難者の誘導、輸送</td> </tr> <tr> <td>・避難者の捜索、救助</td> <td>・水防活動</td> </tr> <tr> <td>・消防活動</td> <td>・道路又は水路等交通上の障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>・診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>・通信支援</td> </tr> <tr> <td>・人員及び物資の緊急輸送</td> <td>・<u>給食</u>及び給水支援</td> </tr> <tr> <td>・救援物資の無償貸付又は贈与</td> <td>・交通規制の支援</td> </tr> <tr> <td>・危険物の保安及び除去</td> <td>・予防派遣</td> </tr> <tr> <td>・<u>入浴支援</u></td> <td>・その他</td> </tr> </table>	・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送	・避難者の捜索、救助	・水防活動	・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去	・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援	・人員及び物資の緊急輸送	・ <u>給食</u> 及び給水支援	・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援	・危険物の保安及び除去	・予防派遣	・ <u>入浴支援</u>	・その他	<p>第2節 自衛隊災害派遣 第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】 2 要請範囲 要請の範囲は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1079 292 1904 635"> <tr> <td>・被害状況の把握</td> <td>・避難者の誘導、輸送</td> </tr> <tr> <td>・避難者の捜索、救助</td> <td>・水防活動</td> </tr> <tr> <td>・消防活動</td> <td>・道路又は水路等交通上の障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>・診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>・通信支援</td> </tr> <tr> <td>・人員及び物資の緊急輸送</td> <td>・<u>炊事</u>及び給水支援</td> </tr> <tr> <td>・救援物資の無償貸付又は贈与</td> <td>・交通規制の支援</td> </tr> <tr> <td>・危険物の保安及び除去</td> <td>・予防派遣</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> </tr> </table>	・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送	・避難者の捜索、救助	・水防活動	・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去	・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援	・人員及び物資の緊急輸送	・ <u>炊事</u> 及び給水支援	・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援	・危険物の保安及び除去	・予防派遣	・その他		<p>防災基本計画の修正</p>
・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送																																		
・避難者の捜索、救助	・水防活動																																		
・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去																																		
・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援																																		
・人員及び物資の緊急輸送	・ <u>給食</u> 及び給水支援																																		
・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援																																		
・危険物の保安及び除去	・予防派遣																																		
・ <u>入浴支援</u>	・その他																																		
・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送																																		
・避難者の捜索、救助	・水防活動																																		
・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去																																		
・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援																																		
・人員及び物資の緊急輸送	・ <u>炊事</u> 及び給水支援																																		
・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援																																		
・危険物の保安及び除去	・予防派遣																																		
・その他																																			
<p>応 (風水) -15</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達 第2 土砂災害警戒情報等の発令時に収集・伝達すべき情報【各部】 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する（警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」参照）。</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達 第2 土砂災害警戒情報等の発令時に収集・伝達すべき情報【各部】 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する（警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」参照）。</p>	<p>県計画の反映</p>																																
<p>応 (風水) -16</p>	<p>第3 気象警報・注意報等の収集・伝達【企画部・危機管理課・消防組合】 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに</p>	<p>第3 気象警報・注意報等の収集・伝達【企画部・危機管理課・消防組合】 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに</p>	<p>県計画の反映</p>																																

	<p>明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル</u> (危険度分布)」等で発表される。</p>	<p>明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。</p>									
<p>応 (風水) -18</p>	<p>1 警報等の種類・発表基準 (2) 各種気象情報 イ <u>キキクル</u> (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等 表中の警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」を参照する。</p> <table border="1" data-bbox="224 518 1052 1476"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 518 638 566">種類</th> <th data-bbox="638 518 1052 566">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 566 638 1476"> <u>土砂キキクル</u> (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) </td> <td data-bbox="638 566 1052 1476"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>危険が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」(黒)：<u>災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	<u>土砂キキクル</u> (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>危険が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」(黒)：<u>災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、</u> 	<p>1 警報等の種類・発表基準 (2) 各種気象情報 イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 表中の警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」を参照する。</p> <table border="1" data-bbox="1081 518 1910 1476"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 518 1496 566">種類</th> <th data-bbox="1496 518 1910 566">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 566 1496 1476"> 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>) </td> <td data-bbox="1496 566 1910 1476"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」(うす紫)、<u>「極めて危険</u>」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」(うす紫)、<u>「極めて危険</u>」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク</u> 	<p>県計画の反映</p> <p>キキクル「黒」の新設と「うす紫」「濃い紫」の統合による修正</p>
種類	概要										
<u>土砂キキクル</u> (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>危険が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」(黒)：<u>災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、</u> 										
種類	概要										
大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」(うす紫)、<u>「極めて危険</u>」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク</u> 										

	<p><u>避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>		<p><u>等を再確認するなど</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p><u>浸水キキクル</u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>危険が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p>	<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p>
<p><u>洪水キキクル</u>（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：<u>災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p> <p>・「危険」（紫）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>	<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <p>・「極めて危険」（濃い紫）：<u>重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。</u></p> <p>・「非常に危険」（うす紫）：<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>・「警戒」（赤）：<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>

		<p>・「注意」(黄)：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>		<p>・「注意」(黄)：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>	
	<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p>	
<p>応 (風水) -19</p>	<p>ウ 早期注意情報(警報級の可能性)(略) 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中の<u>二次細分区域において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ、</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>雨(1時間雨量)</u>が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)<u>された</u>ときに、<u>気象庁から</u>発表される。この情報が発表されたときは、<u>土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生</u>につながるような<u>猛烈な雨</u>が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている</p>	<p>ウ 早期注意情報(警報級の可能性)(略) 大雨に関して、<u>明日までの期間に</u>[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>短時間の大雨</u>を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)<u>した</u>ときに、<u>府県気象情報の一種として</u>発表される。この情報が発表されたときは、<u>土砂災害や浸水害、中小河川の増水・氾濫といった災害発生</u>につながるような<u>稀にしか観測しない雨量の雨</u>が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所<u>について、警報の「危険度分布」</u></p>	<p>県計画の反映</p>		

	<p>場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>オ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から</u>発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、<u>熱中症警戒アラート</u>などがある。</p>	<p>で確認する必要がある。</p> <p>オ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>一次細分区域単位</u>で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所<u>については</u>竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>一次細分区域単位</u>で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。</p>	
--	--	---	--

<p>応 (風水) -22</p>	<p>第4 水防情報 2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水 警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水 警報	氾濫発生情報	(略)	氾濫危険情報	(略)	氾濫警戒情報	(略)	洪水 注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>第4 水防情報 2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水 警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水 警報	氾濫発生情報	(略)	氾濫危険情報	(略)	氾濫警戒情報	(略)	洪水 注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>県計画の反映</p>
種類	標題	概要																											
洪水 警報	氾濫発生情報	(略)																											
	氾濫危険情報	(略)																											
	氾濫警戒情報	(略)																											
洪水 注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																											
種類	標題	概要																											
洪水 警報	氾濫発生情報	(略)																											
	氾濫危険情報	(略)																											
	氾濫警戒情報	(略)																											
洪水 注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																											

応 (風水) -23	第3節 災害情報の収集・伝達 第4 被害情報等の収集【各部】 1 情報の収集 <u>(6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u> <u>安否不明者の氏名等の公表については、県が示す「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき実施するものとする。</u>	第3節 災害情報の収集・伝達 第4 被害情報等の収集【各部】 1 情報の収集 <u>(新設)</u>	防災基本計画の修正 県の安否不明者等の氏名等に関する公表方針の追記																																															
応 (風水) -24	2 被害情報等の収集体制 ■被害情報等の収集担当班一覧 <table border="1" data-bbox="224 750 1048 1145"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>被害内容</th> <th>収集担当</th> <th>情報責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教育施設の被害・復旧</td> <td>市立学校</td> <td>教育部避難所運営班</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>給食施設</td> <td>教育部給食班</td> <td>学校給食課長</td> </tr> <tr> <td><u>図書館</u></td> <td><u>教育部避難所運営班</u></td> <td><u>図書館長</u></td> </tr> <tr> <td><u>博物館</u></td> <td><u>教育部本部応援班</u></td> <td><u>博物館長</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者	(以上略)	(以上略)	(以上略)	(以上略)	教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長	給食施設	教育部給食班	学校給食課長	<u>図書館</u>	<u>教育部避難所運営班</u>	<u>図書館長</u>	<u>博物館</u>	<u>教育部本部応援班</u>	<u>博物館長</u>	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	2 被害情報等の収集体制 ■被害情報等の収集担当班一覧 <table border="1" data-bbox="1079 750 1904 1066"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>被害内容</th> <th>収集担当</th> <th>情報責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(以上略)</td> <td>(以上表略)</td> <td>(以上略)</td> <td>(以上略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育施設の被害・復旧</td> <td>市立学校</td> <td>教育部避難所運営班</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>給食施設</td> <td>教育部給食班</td> <td>学校給食課長</td> </tr> <tr> <td><u>公民館、図書館、博物館</u></td> <td>教育部避難所運営班</td> <td>社会教育課長</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者	(以上略)	(以上表略)	(以上略)	(以上略)	教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長	給食施設	教育部給食班	学校給食課長	<u>公民館、図書館、博物館</u>	教育部避難所運営班	社会教育課長	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	地区センター化
情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者																																															
(以上略)	(以上略)	(以上略)	(以上略)																																															
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長																																															
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長																																															
	<u>図書館</u>	<u>教育部避難所運営班</u>	<u>図書館長</u>																																															
	<u>博物館</u>	<u>教育部本部応援班</u>	<u>博物館長</u>																																															
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)																																															
情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者																																															
(以上略)	(以上表略)	(以上略)	(以上略)																																															
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長																																															
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長																																															
	<u>公民館、図書館、博物館</u>	教育部避難所運営班	社会教育課長																																															
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)																																															
応 (風水) -25	第6 被害情報等の収集【各部】 3 被害情報等の収集方法 (2) 人的被害情報 ア 人的被害の情報源 人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握	第6 被害情報等の収集【各部】 3 被害情報等の収集方法 (2) 人的被害情報 ア 人的被害の情報源 人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握	地区センター化																																															

	<p>する。</p> <p>(ア) 職員からの情報</p> <p>(イ) 市役所、各<u>地区センター</u>、消防組合等への市民からの通報</p>	<p>する。</p> <p>(ア) 職員からの情報</p> <p>(イ) 市役所、各<u>支所</u>、消防組合等への市民からの通報</p>																																																							
<p>応 (風水) -31</p>	<p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の概要【各部】</p> <p>3 災害救助法による救助の種類と実施者</p> <p>災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="280 518 1037 1490"> <thead> <tr> <th>主な救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の<u>供与</u></td> <td>(<u>建設型応急住宅</u>) 20日以内に着工 (<u>賃貸型応急住宅</u>) <u>速やかに借上げ、提供※供与期間はいずれも2年以内</u></td> <td>対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>炊き出し<u>その他による</u>食品の給与</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具<u>その他</u>生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>7日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	主な救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市	応急仮設住宅の <u>供与</u>	(<u>建設型応急住宅</u>) 20日以内に着工 (<u>賃貸型応急住宅</u>) <u>速やかに借上げ、提供※供与期間はいずれも2年以内</u>	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	炊き出し <u>その他による</u> 食品の給与	7日以内	市	飲料水の供給	7日以内	市	被服、寝具 <u>その他</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市	医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	被災者の救出	3日以内	市	<p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の概要【各部】</p> <p>3 災害救助法による救助の種類と実施者</p> <p>災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1135 518 1892 1490"> <thead> <tr> <th>主な救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅</td> <td>20日以内に着工</td> <td>対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>炊き出し、<u>食品の</u>給与</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>被服・寝具<u>及び</u>生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>7日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	主な救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市	応急仮設住宅	20日以内に着工	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	炊き出し、 <u>食品の</u> 給与	7日以内	市	飲料水の供給	7日以内	市	被服・寝具 <u>及び</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市	医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)	被災者の救出	3日以内	市	<p>県計画の反映</p>
主な救助の種類	実施期間	実施者区分																																																							
避難所の設置	7日以内	市																																																							
応急仮設住宅の <u>供与</u>	(<u>建設型応急住宅</u>) 20日以内に着工 (<u>賃貸型応急住宅</u>) <u>速やかに借上げ、提供※供与期間はいずれも2年以内</u>	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																							
炊き出し <u>その他による</u> 食品の給与	7日以内	市																																																							
飲料水の供給	7日以内	市																																																							
被服、寝具 <u>その他</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市																																																							
医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																							
助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																							
被災者の救出	3日以内	市																																																							
主な救助の種類	実施期間	実施者区分																																																							
避難所の設置	7日以内	市																																																							
応急仮設住宅	20日以内に着工	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																							
炊き出し、 <u>食品の</u> 給与	7日以内	市																																																							
飲料水の供給	7日以内	市																																																							
被服・寝具 <u>及び</u> 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市																																																							
医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																							
助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)																																																							
被災者の救出	3日以内	市																																																							

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="282 97 499 328">被災した住宅の応急修理</td> <td data-bbox="499 97 687 328">3ヶ月以内（<u>災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内</u>）に完了</td> <td data-bbox="687 97 1037 328">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 328 499 485">学用品の給与</td> <td data-bbox="499 328 687 485">教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内</td> <td data-bbox="687 328 1037 485">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 485 499 523">埋葬</td> <td data-bbox="499 485 687 523">10日以内</td> <td data-bbox="687 485 1037 523">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 523 499 561">死体の捜索</td> <td data-bbox="499 523 687 561">10日以内</td> <td data-bbox="687 523 1037 561">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 561 499 600">死体の処理</td> <td data-bbox="499 561 687 600">10日以内</td> <td data-bbox="687 561 1037 600">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 600 499 638">障害物の除去</td> <td data-bbox="499 600 687 638">10日以内</td> <td data-bbox="687 600 1037 638">市</td> </tr> </table> <p>※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。</p>	被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（ <u>災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内</u> ）に完了	市	学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市	埋葬	10日以内	市	死体の捜索	10日以内	市	死体の処理	10日以内	市	障害物の除去	10日以内	市	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 97 1357 328">住宅の応急修理</td> <td data-bbox="1357 97 1543 328">1ヶ月以内</td> <td data-bbox="1543 97 1892 328">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 328 1357 485">学用品の給与</td> <td data-bbox="1357 328 1543 485">教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内</td> <td data-bbox="1543 328 1892 485">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 485 1357 523">埋葬</td> <td data-bbox="1357 485 1543 523">10日以内</td> <td data-bbox="1543 485 1892 523">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 523 1357 561">死体の捜索</td> <td data-bbox="1357 523 1543 561">10日以内</td> <td data-bbox="1543 523 1892 561">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 561 1357 600">死体の処理</td> <td data-bbox="1357 561 1543 600">10日以内</td> <td data-bbox="1543 561 1892 600">市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 600 1357 638">障害物の除去</td> <td data-bbox="1357 600 1543 638">10日以内</td> <td data-bbox="1543 600 1892 638">市</td> </tr> </table> <p>※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。</p>	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市	学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市	埋葬	10日以内	市	死体の捜索	10日以内	市	死体の処理	10日以内	市	障害物の除去	10日以内	市	
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（ <u>災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内</u> ）に完了	市																																					
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市																																					
埋葬	10日以内	市																																					
死体の捜索	10日以内	市																																					
死体の処理	10日以内	市																																					
障害物の除去	10日以内	市																																					
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市																																					
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市																																					
埋葬	10日以内	市																																					
死体の捜索	10日以内	市																																					
死体の処理	10日以内	市																																					
障害物の除去	10日以内	市																																					
<p>応 (風水) -32</p>	<p>第2 災害救助法の適用及び実施【各部】 1 災害救助法適用の基準</p> <p>(4) 被災者が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準）</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、<u>内閣府令で定める基準に該当するとき</u>（4号基準）</p> <p><u>(6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）</u></p>	<p>第2 災害救助法の適用及び実施【各部】 1 災害救助法適用の基準</p> <p>(4) 被災者が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準）</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（4号基準）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>県計画の反映</p>																																				

応 (風水) -43	<p>第6節 避難活動</p> <p>第5 避難所の設置・運営【各部】</p> <p>3 避難所の管理・運営</p> <p>(1) 避難所の管理・運営担当 (略)</p> <p>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。</p>	<p>第6節 避難活動</p> <p>第5 避難所の設置・運営【各部】</p> <p>3 避難所の管理・運営</p> <p>(1) 避難所の管理・運営担当 (略)</p> <p>避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。</p>	防災基本計画の修正								
応 (風水) -44	<p>(3) 通信連絡手段の確保</p> <p>通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。<u>また、災害救助法が適用された場合には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p>	<p>(3) 通信連絡手段の確保</p> <p>通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。</p>	県計画の反映								
応 (風水) -46	<p>4 避難所における新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保 (略)</p> <p>【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】</p> <p>(3) 避難所受付時のフロー (略)</p> <p>【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】</p>	<p>4 避難所における新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保 (略)</p> <p>【埼玉県地域防災計画（令和3年3月改訂）による】</p> <p>(3) 避難所受付時のフロー (略)</p> <p>【埼玉県地域防災計画（令和3年3月改訂）による】</p>	作成年の修正								
応 (風水) -52	<p>第7節 緊急輸送</p> <p>第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】</p> <p>2 市指定緊急輸送道路</p> <p>市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <table border="1" data-bbox="277 1361 1050 1476"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>防災関係施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 火 活 動 救 助 救 出</td> <td>消防署・分署、警察署、医療施設等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	防災関係施設	消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等	<p>第8節 緊急輸送</p> <p>第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】</p> <p>2 市指定緊急輸送道路</p> <p>市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1135 1361 1908 1476"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>防災関係施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 火 活 動 救 助 救 出</td> <td>消防署・分署、警察署、医療施設等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	防災関係施設	消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等	地区センター化
区 分	防災関係施設										
消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等										
区 分	防災関係施設										
消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等										

	<table border="1"> <tr> <td>防災活動拠点</td> <td>市役所、各<u>地区センター・分館</u>、 防災センター</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>市民体育館、各地区体育館</td> </tr> <tr> <td>避難拠点等</td> <td>指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート</td> <td>公園、運動場等</td> </tr> </table>	防災活動拠点	市役所、各 <u>地区センター・分館</u> 、 防災センター	物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館	避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等	臨時ヘリポート	公園、運動場等	<table border="1"> <tr> <td>防災活動拠点</td> <td>市役所、各<u>支所、各公民館</u>、 防災センター</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td><u>人間市</u>市民体育館、各地区体育館</td> </tr> <tr> <td>避難拠点等</td> <td>指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート</td> <td>公園、運動場等</td> </tr> </table>	防災活動拠点	市役所、各 <u>支所、各公民館</u> 、 防災センター	物資輸送拠点	<u>人間市</u> 市民体育館、各地区体育館	避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等	臨時ヘリポート	公園、運動場等	
防災活動拠点	市役所、各 <u>地区センター・分館</u> 、 防災センター																		
物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館																		
避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等																		
臨時ヘリポート	公園、運動場等																		
防災活動拠点	市役所、各 <u>支所、各公民館</u> 、 防災センター																		
物資輸送拠点	<u>人間市</u> 市民体育館、各地区体育館																		
避難拠点等	指定緊急避難場所、 その他国・県・市有施設等																		
臨時ヘリポート	公園、運動場等																		
<p>応 (風水) -59</p>	<p>第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給 第1 基本事項 6 ニーズに留意した物資の調達 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 <u>食料については、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給 第1 基本事項 6 ニーズに留意した物資の調達 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>																
<p>応 (風水) -67</p>	<p>第13節 要配慮者等の安全確保対策 第2 在宅要配慮者等の安全確保対策【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】 6 相談窓口の開設 市は、<u>地区センター・分館</u>や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。</p>	<p>第13節 要配慮者等の安全確保対策 第2 在宅要配慮者等の安全確保対策【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】 6 相談窓口の開設 市は、<u>公民館</u>や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。</p>	<p>地区センター化</p>																
<p>応 (風水) -85</p>	<p>第17節 公共施設等の応急対策 第4 ライフライン施設の応急対策【市・県・各関係機関】 5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】 (1) 応急対策</p>	<p>第17節 公共施設等の応急対策 第4 ライフライン施設の応急対策【市・県・各関係機関】 5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】 (1) 応急対策</p>	<p>県計画の反映</p>																

	<p>イ 応急措置 電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。</p> <p>(ア) 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。 <u>(移設) →第6節第5の3へ</u></p> <p>(イ) 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)等の提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板及び災害用伝言板(web171)を速やかに提供する。</p>	<p>イ 応急措置 電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。</p> <p>(ア) 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。</p> <p>(イ) <u>特設公衆電話の設置</u> <u>災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p> <p>(ウ) 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>(エ) 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)等の提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板及び災害用伝言板(web171)を速やかに提供する。</p>	
<p>応 (風水) -89</p>	<p>第18節 文教・福祉対策 第4 <u>社会教育</u>施設対策【こども支援部・教育部】 開館時に地震が発生した場合、図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。</p> <p>第5 福祉関係施設対策【福祉部・こども支援部】 1 保育所の措置 (2) 応急保育の体制 ア 所長は、園児の罹災状況を調査する。 イ こども支援部は、情報及び指令の伝達について必要な措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。 ウ 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育所において保育する。 <u>(削除)</u></p>	<p>第18節 文教・福祉対策 第4 <u>生涯学習</u>施設対策【こども支援部・教育部】 開館時に地震が発生した場合、<u>公民館</u>・図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。</p> <p>第5 福祉関係施設対策【福祉部・こども支援部】 1 保育所の措置 (2) 応急保育の体制 ア 所長は、園児の罹災状況を調査する。 イ こども支援部は、情報及び指令の伝達について必要な措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。 ウ 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育所において保育する。 <u>エ 保育所を救護所等に提供したため、長期間保育所として使</u></p>	<p>地区センター化 修正漏れ</p>

	<p>エ 所長は、災害の推移を把握し、こども支援部と協議のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。</p>	<p><u>用できないときは、こども支援部と協議して早急に保育ができるよう措置する。</u></p> <p>オ 所長は、災害の推移を把握し、こども支援部と協議のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。</p>	
<p>応 (風水) -91, 92</p>	<p>第19節 住宅応急復旧</p> <p>第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】</p> <p>3 入居者の<u>選考</u></p> <p>市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。<u>なお応急修理期間中に応急仮設住宅に入居することも可能とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 <u>入居期間</u></p> <p><u>入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。</u></p> <p>5 仮設住宅の維持管理</p> <p>県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。</p> <p>7 災害救助法が適用になった場合の費用等</p> <p>応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。</p>	<p>第19節 住宅応急復旧</p> <p>第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】</p> <p>3 入居者の<u>選定</u></p> <p>市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 仮設住宅の維持管理</p> <p>県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。</p> <p>5 要配慮者への配慮</p> <p>応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。</p> <p>6 災害救助法が適用になった場合の費用等</p> <p>応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。</p>	<p>県計画の反映</p>
<p>応 (風水)</p>	<p>第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】</p> <p>住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又</p>	<p>第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】</p> <p>住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又</p>	<p>県計画の反映</p>

<p>-93</p>	<p>はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。</p> <p><u>1 対象者</u> 対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。</p> <p><u>2 除去の期間</u> 除去の期間は、原則災害発生の日から 10 日以内とする。</p> <p><u>3 除去作業の支援要請</u> 市は除去作業の支援について、県に隣接市町村からの派遣を要請できる。</p>	<p>はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。</p> <p>1 住宅関係障害物除去作業</p> <p>(1) 活動方針</p> <p>ア 障害物の除去は、市長が行うものとする。</p> <p>イ 第一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。</p> <p>ウ 労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。</p> <p>エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界等に対し資機材、労力等の提供を求める。</p> <p>オ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界等との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。</p> <p>(2) 対象</p> <p>住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査し実施する。</p> <p>ア 障害物のため、当面の日常生活が営むことができない状態にあるもの。</p> <p>イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。</p> <p>ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。</p> <p>エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。</p> <p>オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。</p> <p>(3) 対象者の選定基準と除去戸数</p> <p>障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握したうえで算定する。(選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)</p> <p>(4) 1戸あたりの修理費基準</p> <p>住宅などに対する障害物の除去費用は、災害救助による救助、方法及び期間並びに実費弁償の基準(資料編「資料4-3」参照)の範囲内において市が県に請求できるものとする。</p> <p>(5) 実施期間</p> <p>災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長はその結果を県へ報告する。</p>	
------------	---	--	--

応 (風水) -96	第20節 広報広聴対策 第1 広報活動【各部】 3 生活再開時の広報 (2) 生活再開時期の広報の手段 イ 避難所外の市民への広報 (ア) <u>地区センター</u> 等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出	第20節 広報広聴対策 第1 広報活動【各部】 3 生活再開時の広報 (2) 生活再開時期の広報の手段 イ 避難所外の市民への広報 (ア) <u>支所</u> 等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出	地区センター化																				
応 (風水) -99	第3 広聴活動【各部】 2 相談の内容 (6) 安否照会 ウ 安否情報の回答 <table border="1" data-bbox="224 635 1048 1018"> <thead> <tr> <th>照会者の区分</th> <th>提供する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の同居の親族 <u>※</u></td> <td>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td>被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者</td> <td>被災者の負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td>被災者の知人等</td> <td>照会者が保有している安否情報の有無</td> </tr> <tr> <td>上記のすべて</td> <td>照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※同居の親族とは、事実婚・婚約の関係にある者、入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に宣誓した者を含む。</u></p>	照会者の区分	提供する情報	被災者の同居の親族 <u>※</u>	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況	被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無	上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報	第3 広聴活動【各部】 2 相談の内容 (6) 安否照会 ウ 安否情報の回答 <table border="1" data-bbox="1079 635 1904 1018"> <thead> <tr> <th>照会者の区分</th> <th>提供する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の同居の親族</td> <td>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td>被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者</td> <td>被災者の負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td>被災者の知人等</td> <td>照会者が保有している安否情報の有無</td> </tr> <tr> <td>上記のすべて</td> <td>照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報</td> </tr> </tbody> </table>	照会者の区分	提供する情報	被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況	被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無	上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報	入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づく追記
照会者の区分	提供する情報																						
被災者の同居の親族 <u>※</u>	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																						
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況																						
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無																						
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報																						
照会者の区分	提供する情報																						
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																						
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況																						
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無																						
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報																						

【第3編 災害応急対策編 第3章 その他災害の応急対策計画】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考
<p>応 (その他) -1</p>	<p>第1節 雪害対策計画 <u>市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。</u> <u>なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。</u></p>	<p>第1節 雪害対策計画 <u>(新設)</u></p>	<p>県計画の反映</p>
<p>応 (その他) -2</p>	<p>第3 応急措置【各部・<u>道路管理者・防災関係機関</u>】</p>	<p>第3 応急措置【各部】</p>	<p>県計画の反映</p>
<p>応 (その他) -3</p>	<p><u>6 雪害時の滞留車両の乗員保護</u> <u>積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。</u></p> <p><u>7 復旧対策</u> 各種災害復旧措置は「第4編 災害復旧・復興編」に準じて行うものとし、大雪の場合は特に罹災証明の発行や農作物の被害対応等を速やかに実施するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>6 復旧対策</u> 各種災害復旧措置は「第4編 災害復旧・復興編」に準じて行うものとし、大雪の場合は特に罹災証明の発行や農作物の被害対応等を速やかに実施するものとする。</p>	<p>県計画の反映</p>

【第4編 災害復旧・復興編】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考						
復- 12~14	<p>第3章 民生安定化措置 第6 被災者生活再建支援制度【危機管理課】 6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度</p> <p>埼玉県・市町村生活再建支援金 (被災者生活再建支援法の補完)</p> <p>支援法が適用されない全壊世帯等に対して、法と同様の支援金を支給する。</p> <p>(1) 支援の対象となる被災世帯</p> <p><u>住宅が全壊(全焼・全流失等)した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの</u></p> <p>① <u>住宅が全壊した世帯</u></p> <p>② <u>住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</u></p> <p>③ <u>災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</u></p> <p>④ <u>大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</u></p> <p>⑤ <u>中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</u></p> <p>※ <u>被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</u></p> <p>(2) 支援金の額</p> <p><u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</u></p> <p><u>(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</u></p> <p>① <u>住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</u></p> <table border="1" data-bbox="414 1257 996 1375"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② <u>住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</u></p>	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	<p>第3章 民生安定化措置 第6 被災者生活再建支援制度【危機管理課】 6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度</p> <p>埼玉県・市町村生活再建支援金 (被災者生活再建支援法の補完)</p> <p>支援法が適用されない全壊世帯等に対して、法と同様の支援金を支給する。</p> <p>(1) 支援の対象となる被災世帯</p> <p><u>自然災害で住宅が全壊又は大規模半壊した世帯(やむを得ず解体した半壊世帯を含む)</u></p> <p>(2) 支援金の額</p> <p><u>最高300万円(住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給)</u></p>	<p>県計画の反映等</p>
住宅の被害程度	支給額								
全壊、解体、長期避難	100万円								
大規模半壊	50万円								

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計200(又は100)万円

※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

(3) 市の役割

- ア 住宅の被害認定
- イ 罹災証明書等必要書類の発行
- ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

(3) 市の役割

- ア 住宅の被害認定
- イ 罹災証明書等必要書類の発行
- ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(1) 支援の対象となる被災世帯

埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯

(2) 給付金の額

補修50万円、賃借(公営住宅以外)25万円
(※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円)

(3) 市の役割

- ア 住宅の被害認定
- イ 罹災証明書等必要書類の発行
- ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(1) 支援の対象となる被災世帯

埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯

(2) 給付金の額

50万円(世帯人数が1人の場合は、37万5千円)

(3) 市の役割

- ア 住宅の被害認定
- イ 罹災証明書等必要書類の発行
- ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

<p>埼玉県・市町村家賃給付金（災害救助法の補完）</p>	<p>特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。</p> <p>(1) 支援の対象となる被災世帯</p> <p><u>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</u></p> <p><u>① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</u></p> <p><u>② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</u></p> <p><u>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</u></p> <p><u>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</u></p> <p><u>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</u></p> <p><u>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</u></p> <p>(2) 給付金の額</p> <p><u>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</u></p> <p><u>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</u></p> <p>(3) 市の役割</p> <p>ア 住宅の被害認定</p> <p>イ 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次</p>	<p>埼玉県・市町村家賃給付金（災害救助法の補完）</p>	<p>特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。</p> <p>(1) 支援の対象となる被災世帯</p> <p><u>自然災害で住宅が全壊した世帯で、「特別な理由」※により民間賃貸住宅に入居した世帯</u></p> <p><u>※通院が遠くなり困難、子供の転校を迫られるなど</u></p> <p>(2) 給付金の額</p> <p><u>1世帯当たり月6万円（5人以上の世帯は月9万円）を限度に最長12ヶ月の金額</u></p> <p>(3) 市の役割</p> <p>ア 住宅の被害認定</p> <p>イ 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次</p>	
-------------------------------	---	-------------------------------	--	--

	償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間	利率	(略)	
	利率	(略)	費用負担	(略)	
	費用負担	(略)	【埼玉県「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月)による】		
【埼玉県「埼玉県地域防災計画」(令和4年3月)による】			【埼玉県「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月)による】		

入間市地域防災計画

(令和5年4月改訂(素案))

※ 改訂箇所のみ抜粋

入間市防災会議

名称	内容
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2 被災時における教育対策に関する事 3 被災施設の災害復旧に関する事
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関する事
自主防災会	1 防災に関する知識の普及に関する事 2 災害予防に関する事 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関する事 4 防災訓練の実施に関する事 5 防災資機材等の備蓄に関する事

※参考『要配慮者及び避難行動要支援者の定義』

○要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第5 市民等の責務

1 事業者

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする事業者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国、県又は市が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

2 市民

市民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

第6 発災時間特性の災害対策への反映

災害は発災の季節、曜日、時刻の相違により、当然に被害の様相が異なってくる。このため、発災時期の違いによる被害の特性を考慮し、いかなるケースにも対応し得るよう関係する対策項目において十分に考慮する。

第7 行政・企業・市民等の協力体制の整備と防災意識の高揚

大規模な災害に対しては、行政はもとより、企業、市民等が相互に協力し、一体となって災害対策活動に取り組んでいく必要がある。そのための自主防災組織、事業所等における防災組織の整備及び災害ボランティアの活動環境の整備等を通じ、企業経営者や市民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていく。

特に、本市では各地域における防災体制の中核は、自主防災会であるが、今後も、本市への転入者をはじめ、より多くの世帯が地域防災活動のベースとなる各区・自治会に加入するよう、市と各区・自治会が連携を密にするものとする。また、自主防災会の研修会等の機会を通して、がけ崩れ、土石流、地すべり等の突発的な災害に備え、平常時から五感を最大限に利用して、日頃の様子とは明らかに異なる前兆現象の把握に努めるよう啓発するものとする。

第8 時系列イメージに沿った対応の明確化

災害時においては、時間経過に伴って周辺状況や被害の状況が刻々と変化する。このため、こうした状況の変化に的確に対応した対策を進めていく必要がある。したがって、市、県、その他防災関係機関及び市民や民間事業者等、災害対策にかかわるすべての人々が、災害時のシナリオとそれに対応した対策の流れをあらかじめ理解しておくことが重要であり、そのための防災教育、訓練の実施及び時系列に対応した災害応急対策のマニュアル化を図る。

第9 業務継続計画（BCP）の策定

※BCP：Business Continuity Plan

市及び防災関係機関が行う応急対策は、それぞれが有する機能を十分に生かすとともに、緊密に連携を図って対応することが重要である。そのため、各防災機関は、相当する対策について、全体の応急対策の流れをふまえて、適切に対応していくことが必要である。

市は、「入間市業務継続計画（BCP）」を推進し、大規模災害によって市役所機能が低下する場合であっても、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るよう、次の点に留意して計画を推進する。

- 1 全庁の総力をあげて計画の実行を推進する。
- 2 業務の優先順位及び目標復旧時間を認識する。
- 3 職員は市民を災害から守る立場であると同時に、被災者にもなり得ることを認識する。（業務に従事できない職員が一定数発生することを考慮する。）
- 4 特定の被害想定結果に固執せず、状況によっては市の機能が大幅に低下することを考慮する。特に、市庁舎等が使用できない事態を想定し、複数の代替拠点施設を確保する。また、災害協定先等の各関係機関の機能が停止していることも想定する。

第2節 地盤災害の予防

災害による被害は、その地盤によって大きく異なるため、その被害を未然に防止又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施するとともに、災害時の被害の軽減を図るための諸対策を実施していくものとする。

第1 危険箇所の予防対策

県は、土砂災害警戒区域、砂防指定地については、災害の原因となるような行為の禁止と制限、又は砂防設備を整備することを目的としていることから防止工事などの総合的な対策を推進する。

なお、禁止又は制限される行為は次のとおりである。

- 1 切土、盛土等の土地の形状変更
- 2 土砂等の採取及び岩石の採掘については、埼玉県知事（西部環境管理事務所経由）の認可を受けなければならない。
- 3 工作物の新築、改築、増築又は除去
- 4 家畜の放牧

これらの行為を行おうとするときは、指定地を管轄する飯能県土整備事務所長の許可を受けなければならない。

資料編『資料2-1 砂防指定地一覧』参照

第2 液状化の予防対策【都市整備部・上下水道部】

地震により市内の一部で、その地質等の関係により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

この現象は昭和39年の新潟地震において注目され、平成23年の東北地方太平洋沖地震においても、県東部で液状化による噴砂や沈下等が発生し、建物被害が発生している。

市は、県及び各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査結果を参考に適切な措置を講ずるほか、地震発生時に液状化現象が予測される施設について対策を行っていく。

第3 造成地の予防対策【都市整備部】

都市計画法の開発許可及び検査、建築基準法の建築確認の審査及び検査により、造成地に発生する災害を抑制する。

また、大規模盛土造成地については、液状化現象とも密接に関連するため、市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握等を実施するよう努めるものとする。

※「大規模盛土造成地」とは、面積3,000㎡以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地をいう。

第4節 避難対策

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等被害を被った者、及び延焼拡大や風水害の危険性が迫った地域の市民は、避難を余儀なくされる。このため、これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するための避難計画を策定する。

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて市民に周知を図っておくものとする。

〔市民への主な周知事項〕

- ・ 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在
- ・ 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ・ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。ただし、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うよう、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第1 避難施設の確保【危機管理課】

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速に避難し、安全を確保する施設である。

市は、災害対策基本法施行令に定める指定緊急避難場所の基準に従い、災害の種類（大規模な火事、地震、洪水、土砂災害）ごとにその危険の及ばない施設を小・中学校、都市公園、**地区センター・分館**等から選定する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

〔指定緊急避難場所の指定基準〕

地震以外の災害を対象とする指定緊急避難場所は、次のa～cの条件を満たすこと
地震を対象とする指定緊急避難場所については、次のa～eの全ての条件を満たすこと
a) 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
e) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

指定避難所は、避難者や住居を失った被災者等が一時滞在する施設である。

市は、災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準に従い、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、**地区センター・分館**、体育館等の収容施設のある学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、インターネットやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には指定避難所としないことを基本とし、そのことを平常時から市民に周知する。

〔指定避難所の指定基準〕

- ・原則として、自主防災会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、**地区センター・分館**等）を指定すること。
- ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避

難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、指定避難所については、食料、生活必需品及び資機材を備蓄する備蓄品保管室、災害時の飲料水を確保するための耐震性貯水槽等の必要な施設の整備に努めるものとする。市は、指定避難所の耐震化、指定避難所における避難者の生活環境改善のための施設整備（トイレ改修・空調・Wi-Fi・バリアフリー化等）を計画的に実施していくものとする。また、避難者のプライバシー保護等の避難生活を良好に保つ設備、避難生活の長期化を考慮した設備（電源や燃料の多重化等の停電対策等）の導入についても検討する。

資料編『資料3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧』参照

(2) 指定避難所における生活環境の確保

指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

〔避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例〕

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置
- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

3 福祉避難所

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や

吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 一時避難場所

一時避難場所は、災害時において、主として近隣住民が一時的に避難する場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を行うために集合する場所で、各自主防災会ごとに定めている。

それぞれの場所については、市民が自主防災会活動等を通じて把握する。

5 避難場所表示板等の整備

市は、これまで避難場所表示板、避難場所誘導標識板、避難場所案内板等の整備を推進してきたが、今後も障害者に配慮した表示や改修等を含めて、一層の整備を図る。

6 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・周知

指定緊急避難場所・指定避難所の指定、取消し、重要な変更を行う場合は、災害対策基本法に基づき、次の措置を講じる。

(1) 指定

市長は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、当該施設の管理者の同意を得るとともに、その旨を知事に通知し、公示するものとする。

(2) 変更

指定緊急避難場所・指定避難所の管理者は、指定緊急避難場所・指定避難所を廃止し、又は改築等により災害対策基本法施行令に定める重要な変更を行う場合は、市長に届け出るものとする。

(3) 取消し

市長は、指定緊急避難場所・指定避難所を廃止し、又は災害対策基本法の基準に適合しなくなったときは、指定を取り消し、知事への通知及び公示を行うものとする。

(4) 周知

指定緊急避難場所・指定避難所の指定の追加、変更及び取消し等については、速やかに市の広報紙等で周知を図る。

また、防災マップ等を作成・配布し、指定緊急避難場所等の位置やそれぞれの目的や役割等、避難する際の注意事項等避難行動の周知を図る。

その他、市ホームページ、インターネット地図への掲載等により周知を図る。

第2 避難所運営マニュアルの整備【危機管理課】

第6節 防災活動施設の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に推進するには、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設の整備に努め、その拠点を有機的に結びつけるための防災拠点のネットワーク化を推進する。

第1 防災拠点のネットワーク化【各部】

防災拠点は、災害が発生した場合の市民の避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集伝達の場所などに活用される。

このため、市は災害時の応急対策活動を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次の方針に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

1 防災拠点

防災拠点を防災中枢拠点、地域防災拠点及び指定緊急避難場所（指定避難所）に区分し、防災拠点間の連携を図るようにする。

2 市役所

市役所を防災中枢拠点と位置づけ、本市の統括的活動を担う。このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点を形成する。

3 地区センター

地区センターを各地区の応急復旧対策の拠点となる地域防災拠点と位置づけ、地区内の指定緊急避難場所（指定避難所）を総括するようにする。

第2 防災拠点施設の整備【各部】

1 防災中枢拠点の整備

防災中枢拠点は、市役所を位置づける。防災中枢拠点は、災害時には災害対策本部を設置し、本市における応急復旧活動を総合的に統括する中枢機能を有する拠点であり、災害情報の収集分析機能、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、市域全域を対象とした飲料水、食料、生活必需品等の調達及び救援物資等の集配機能などを総合的かつ複合的に有するように主に次の整備を図る。

(1) 災害対策本部としての中枢機能

防災通信機器及び情報処理機器

(2) 活動要員の拠点機能

食料及び防災用資機材の備蓄（防災センター）

2 地域防災拠点の整備

地域防災拠点は、各現場本部を位置づける。各地区の被害状況や避難状況等の災害情報を統括するとともに、地区内の避難所の総合調整を図るなど地区の応急復旧対策の拠点となる。

このため、防災通信機器その他活動拠点として必要な資機材の整備を図る。

3 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第3 その他防災拠点の整備【各部】

災害時の防災拠点として救援物資集積場及び臨時ヘリポートの指定を図るとともに、県有施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

1 救援物資集積場の整備

災害時の救援物資等の輸送、集積、配分等を効率的に実施するため、市は次の施設を救援物資集積場と位置づけ、必要な整備を図る。

- (1) 市民体育館
- (2) 各地区体育館

2 臨時ヘリポートの指定

災害時におけるヘリコプターによる負傷者搬送、物資その他救援活動を実施するため、県及び市は、次の場所を臨時ヘリポートに指定している。

場外離着陸場	救急医療用ヘリコプター離発着場 (アクセスポイント)
ア 西武市民運動場	ア 豊岡高等学校
イ 入間市運動公園	イ 入間向陽高等学校
ウ 彩の森入間公園	ウ 入間わかくさ特別支援学校
	エ 入間市博物館
	オ 西武地区体育館グラウンド
	カ 藤沢地区体育館グラウンド
	キ 寺竹地区運動場
	ク 黒須市民運動場
	ケ 市立中学校 11校

3 県有施設の活用

県は、市内の次の県有施設を地域の防災活動拠点として整備しており、市はそれらの施

第9節 土砂災害警戒避難体制の確立

第1 現況

県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月施行）」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っており、本市では土砂災害警戒区域が66箇所指定されている（令和2年12月末現在）。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表することとしている。これは、大雨により土石流・がけ崩れ等の土砂災害の危険度が高まったとき、自治体が避難指示等の災害応急対策を適切に行えるように支援すること、また、市民の迅速な自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、県と同気象台が共同で発表する防災情報である。

なお、土砂災害警戒情報の発表地域は、県内47自治体が対象とされており、入間市も対象地域に含まれている。

資料編『資料2-1 砂防指定地一覧』

『資料2-2 土砂災害警戒区域一覧』 参照

第2 実施計画【都市整備部・福祉部・こども支援部・健康推進部・危機管理課】

市は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。

また、市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地五 救助に関する事項六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 |
|---|

上記四に該当する施設については、市地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図

市防災連絡会」の枠組みを最大限に活用し、総合防災訓練時等において相互の連携活動を十分に検証するものとする。さらに、今後、同連絡会において、大規模災害発生時を想定し、居住地以外の市及び都県に勤務する職員にあっては、自身が居住する市の災害対応活動への従事が可能となるようその方策等について研究していく。

2 市内業者等との協力体制の確立

災害時における応急対策等に積極的な協力が得られるように、平常時から市内業者等との協力体制の確立を図る。

3 防災協定の形がい化の防止措置

市は、上記各関係機関・団体・事業所を含め、特に、災害協定を締結している機関・団体・事業所等との連携にあっては、総合防災訓練等の機会のほか、平常時から定期的に情報交換を図るなど、防災協定の形がい化防止に努める。

資料編『資料1-6 災害協定一覧』参照

第3 応急対応、復旧復興のための人材の確保【総務部】

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第4 応援受入体制の整備【各部】

市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他市町村との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災市民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 想定される応援（例示）

- (1) 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- (2) 国によるプッシュ型の物的支援
- (3) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- (4) 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- (5) その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等
- (6) 防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等に

第4節 物資及び資機材等の備蓄

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、飲料水、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

市は、平常時から指定避難所等に各種物資の備蓄（保管）に努めるが、特に、食料、飲料水、生活必需品及び医療品（医薬品）については、賞味（消費）期限や使用期限があるほか、備蓄スペース等の制約もあるため、市民ニーズや指定避難所等の実情に応じて、種類や数量等を計画的に検討していくものとする。その際、それらを補完する方策として、大型店舗等と防災協定を締結し、実際に大型店舗等にある物資や日々市場に流通している物資等を非常時に拠出していただくいわゆる流通備蓄（ランニング備蓄）も積極的に推進していくものとする。

第1 食料、生活必需品、飲料水、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

【総務部・危機管理課・上下水道部】

1 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 食料の備蓄

ア 基本事項

(ア) 実施主体

市民、市、県が行う。

(イ) 食料、給与対象者

災害時の食品給与の対象者は、被災者及び災害救助従事者とする。

(ウ) 目標数量

市は、地震被害想定調査に基づく最大被災人口のおおむね1.5日分に相当する量の備蓄を目標とする。なお、災害救助従事者分についても同様とする。

これは、災害により輸送路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることから、市民に対しても最低3日分（推奨1週間分以上）の食料等の備蓄をお願いする。

(エ) 品目

災害直後の被災者のための食料としては調理不要の品目が望ましく、それ以降は、炊き出しに適した調理の容易な品目が望ましい。

また、備蓄品としては保存期間が長く、かつ調理不要のものが望ましく、調達品としては、乳児向け、高齢者向け、アレルギー対応食品など、多様なニーズに対応したものが望ましい。主な品目は以下に示すとおりである。

- a 主食品・・・・・・・・・・アルファーマ、乾パン、クラッカー等
- b 乳児食・・・・・・・・・・粉ミルク、離乳食等
- c その他の食品・・・・・・・・・・シチュー等
- d 要配慮者向け食品・・・・・・・・おかゆ等

イ 備蓄場所

市は、防災センター及び各現場本部（地区センター）、健康福祉センター、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。

ウ 食料の備蓄計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握のうえ、食品の備蓄数量、品目、備蓄

場所、輸送方法及びその他必要事項等、食品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(2) 食料の調達

ア 食料の調達計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握し、食料の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新しておくものとする。

イ 食料の調達体制の整備

市は、アの食料の調達計画に基づき、協力関係団体と十分協議して、その協力を得られるように、物資等の調達に関する契約及び協定を締結する。

(3) 食料の輸送体制の整備

市は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う食品の輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

(4) 食料集積地の指定

食料等の集積地については、市民体育館及び各地区体育館とする。

2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

ア 基本事項

(ア) 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住居に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(イ) 目標数量

地震被害想定調査に基づく最大避難者数約 6,500 人に相当する量を目標とする。

(ウ) 品目

- a 寝具
- b 外衣
- c 肌着
- d 衛生用品
- e 炊事用品
- f 食器
- g 日用品
- h 光熱材料
- i 簡易トイレ
- j 情報機器
- k 要配慮者向け用品
- l 乳児向け用品
- m 女性に配慮した用品
- n 更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- o マスク、防塵マスク、消毒液

イ 備蓄場所

市は、防災センター及び各現場本部（地区センター）並びに避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。

ウ 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(2) 生活必需品の調達

ア 生活必需品の調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

イ 生活必需品の調達体制の整備

市は、アの生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

(3) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

3 飲料水の確保及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 飲料水の確保

水道施設の配水池及びその他の公共施設等の受水槽等に貯留している水を最大限確保する。

ア 応急給水所の設置

市役所と各地区センターを給水拠点として簡易水槽などを設置し、そこに給水車両により鍵山浄水場や市内各配水場から飲料水を運搬する。給水拠点から指定避難所等への、飲料水の運搬は自主防災会等が行うものとする。その後、応援団体等の支援が確立され、人員や給水車両が確保されたことにより各指定避難所等に直接給水活動が行えるようになった場合は、運搬給水に切り替える。

イ 一日当たりの目標水量

被災後の時間経過に伴い、次に示す水量を確保目標とする。

	3日以内	1週間以内	2週間以内
段階	第1段階	第2段階	第3段階
目標水量	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	100ℓ/人日
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事・洗面等の最低生活用水	生活用水の確保
給水方法	拠点給水	運搬給水、仮設給水	運搬給水、仮設給水
給水地点	市役所、地区センター	指定避難所等	指定避難所等

ウ 給水方法

拠点給水	①市役所・地区センターに簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 ②指定避難所付近にある県送水管の空気弁に、応急給水装置を設置し避難者のための給水所とする。
運搬給水	①給水車・給水タンク積載車等により飲料水を優先運搬給水場所等に輸送し、給水する。(ウォーターバック、給水袋) ②県送水管の空気弁に応急給水装置を設置し、給水車・給水タンク搭載車等の臨時給水所とする。
仮設給水	災害時に使用可能な消火栓がある場合は、応急給水装置を設置して近隣住民へ給水を行う。

(2) 応急給水資機材の備蓄・調達

市は給水タンク、非常用飲料水袋等の応急給水資機材について、備蓄体制及び災害時における調達体制の整備を図る。

ア 備蓄体制

備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

イ 調達体制

応急給水に必要な資機材等が不足する場合には、関係機関と調整を図りつつ速やかに支援を要請する。

【入間市上下水道部防災計画による】

(3) 災害用指定井戸及び災害用深井戸

市は、大災害が発生した場合、市災害対策本部の給水体制が整うまでの間、市民に自主的に活用してもらうための施設として、災害用指定井戸（災害用深井戸を含む。）を指定している。そのため、市は、これらの施設について年1回水質検査を行う。

資料編『資料3-6 災害用指定井戸所有者一覧』参照

第2 防災用資機材等の備蓄【都市整備部・危機管理課・上下水道部】

1 全体計画

(1) 基本計画

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行われなければならないため、即対応が可能な市が備蓄を行うこととする。

ア 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完していくものとする。

イ 目標数量

各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値を目安とする。

ウ 品目

(ア) 仮設トイレ

(イ) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

(ウ) 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）

(エ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

(オ) 発電機

(カ) 投光機

- (キ) 炊飯器
- (ク) テント
- (ケ) ろ水機
- (コ) ブルーシート
- (カ) 土のう袋
- (シ) 避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- (ス) 携帯電話用充電器

エ 備蓄場所

防災用資機材を用いての救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、各現場本部や避難所単位で備蓄場所を整備していくものとする。

(2) 防災資機材等の備蓄計画の策定

市は各指定避難所・指定緊急避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織での備蓄体制も依頼していくものとする。

(3) 防災資機材等の備蓄

市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

2 現況

備蓄状況は、資料編『資料3-7 防災センター備蓄品目一覧』に示す。

第3 医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備【健康推進部・危機管理課】

1 全体計画

(1) 基本事項

ア 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市及び県が要請した機関とする。

イ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害時用医療資機材セット等の医療資機材と、消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

ウ 備蓄場所

- (ア) 防災センター
- (イ) 各現場本部（地区センター）
- (ウ) 各避難所
- (エ) 各救護所

(2) 医薬品等の備蓄及び調達計画の策定

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で把握し、災害時の医療及び助産活動のための医薬品等の備蓄及び調達計画を策定しておくものとする。

防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(2) 危険物等関連施設及び高圧ガス施設等の防災意識

市は、危険物等関連施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し、必要な助言を行い、自主的な防災意識の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、災害時に一般市民の援助を期待することが困難であり、さらに、消防機関の活動もおのずから限界がある。

したがって、専門的組織を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を強化し、相互に補完しあって防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導、助言を与えその育成強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(3) 事業所内の防災組織

市は、各事業所が既存の自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

また、埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度への登録を促進し、市と登録企業との協力体制の整備に務める。

(4) 関係機関への協力体制の確立

以下に掲げる機関や組織との協力体制の確保を推進し、これらの機関と共同した防災訓練や要配慮者の避難支援体制への参加等を促進する。

- ア 民生委員・児童委員、日赤奉仕団、自主防災会及び地域包括支援センター
- イ 農林商工関係団体
- ウ P T A、母子愛育会及びその他の市民団体
- エ その他の公共的団体

第4 ボランティアの活動環境の整備【福祉部・社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援、救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力や体制を平常時から構築する必要がある。

市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という）等、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 災害ボランティアセンターの整備

災害時のボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を必要とするボランティアと、避難場所等における被災者の世話や救援物資の仕分け、炊き出し等資格を必要とし

10 災害教訓の伝承

市は、過去の災害の教訓や文化を後世に伝えるため、災害記録、災害調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、適切に保管、公開する。また国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関するモニュメント等）の意味を正しく伝承するよう務める。

また、市内各地区における災害教訓の伝承活動を啓発し、その取組を支援する。

11 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

12 家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

- (1) 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- (2) 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- (3) 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

市及び県は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

13 マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成や、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(3) 市、県及び国は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(4) 市、県及び国は、学校における消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

16 雪害対策における自助の取組

(1) 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

また、市民が安全な除雪作業を行えるよう、市は、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防災に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

(2) 市及び県は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

第2 防災上重要な施設における防災意識の啓発

【環境経済部・福祉部・こども支援部・健康推進部・消防組合】

1 病院及び社会福祉施設における防災意識の啓発

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲を生む危険性があるため、平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等十分な啓発、訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練などにより、平常時より連携を深めておく。さらに、日ごろから地震防災応急計画（消防計画）について、従業者、入所者に対して十分な周知を図るとともに防災意識の高揚に努める。

2 ホテル等宿泊施設における防災意識の啓発

宿泊客の安全を図るためには、災害時の災害情報の宿泊客への周知と、避難誘導が最も重要である。このため、従業者に対して、消防設備、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた啓発及び訓練を実施する。

また、宿泊客に対しても、避難等の災害時の対処について掲示板・チラシ等を通じて理解を得る。

3 その他

高層マンション等建築物、駅、大規模小売店及びレクリエーション施設等不特定多数の人々が集まる施設においては、災害時に避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じ

た対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分に防災意識の啓発及び訓練を実施しておく。

第3 防災対策要員に対する防災意識の啓発【総務部・危機管理課】

1 市職員に対する防災教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる市職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び市や県の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。このため、マニュアル等の整備や防災教育を行う。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

各防災関係機関では、災害時の応急対策を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

第4 学校における防災意識の啓発【教育委員会】

市、県及び国は、防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。発災時の危険回避及び安全な避難行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行う。

また、小中学校における総合学習等の時間を利用し、自らの生命及び身体を守るための避難行動、住宅等建物の耐震化や家具固定等の予防対策等について説明したり、中学生に対してはマイ・タイムライン教育を行うなど、平常時から「自助、共助」の重要性を積極的に啓発する

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施及び県、市が整備を進める防災教育拠点での体験会等を実施する。

2 教科目による防災教育

社会科教育や理科教育の一環として、総合学習の時間等を利用して、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意すべき事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

等で連絡を取り合うためのシステムとして既に実災害でも実績があり、これらのサービスを災害時に有効に活用できるよう、総合防災訓練等の機会を利用して積極的に操作方法等を市民に周知啓発する。

3 事業所等への啓発

職場、学校、大規模集客施設等において、従業員や顧客等の安全を確保し、一斉帰宅の抑制等が適切に実施されるよう、平常時から次の点について施設管理者等に啓発する。

- (1) 施設の安全化（建物の耐震化・什器類の固定）
- (2) 災害対応マニュアルの作成
- (3) 食料・飲料水等の確保
- (4) 情報入手手段、保護者・家族等との連絡手段の確保
- (5) 仮泊場所の確保

4 支援体制の整備

(1) 関係機関との連携

徒歩での帰宅を余儀なくされた者に対する支援について、災害時帰宅支援ステーション加盟店、他市町村及び関係機関と相互応援や広域での連携を図る。

(2) 自主防災会等との連携

平常時より自主防災会等の研修会を通して、「災害時帰宅支援ステーション」について啓発に努めるとともに、あわせて自主防災会等の協力を得ながら徒歩帰宅者に対して沿道における飲料水の提供や炊き出し等の支援を行うことについても検討する。

(3) 徒歩帰宅支援訓練

交通機関のマヒを想定した徒歩帰宅体験訓練を実施し、市民への啓発のほか、隣接市町村や県との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する具体的な支援方法を検証・検討していく。

第2 市外在住の帰宅困難者対策【各部】

1 受入施設

鉄道等の運行停止に伴い、市内各駅に市外在住の帰宅困難者が多数滞留することが予想されることから、各駅を一時待機所として位置付けるほか、次の施設を帰宅困難者の一時滞在施設とする。

受入れ対象駅	一時滞在施設
入間市駅	入間市産業文化センター
	豊岡高等学校
武蔵藤沢駅	藤沢地区体育館
	東藤沢地区センター
	藤沢東小学校
仏子駅	西武中学校
元加治駅	西武小学校
金子駅	金子中学校

2 一時滞在施設における対応

帰宅困難者（駅滞留者）の受入れにあつては、該当施設を所管する部署については、平

第1章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

市域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、その状況に応じた応急体制を早急に整え、災害に伴う各種の情報収集と対策を行うものとする。

この場合、各防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害発生直前の未然防災活動

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 配備・動員体制【各部】

1 配備体制

地震災害時の配備体制及び配備基準は、下記のとおりとする。

配備体制		地震発生時の配備基準
情報連絡会議体制		原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合
警戒体制 <small>(災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)</small>	第1配備	原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合
	第2配備	上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
非常体制 <small>(災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</small>	第1配備	原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合
	第2配備	原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合

2 動員体制

地震災害における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内の職員の動員体制

勤務時間内における職員の動員は、庁内放送等を行い、各部の動員は部長が行う。

(2) 休日・夜間等の職員の動員体制

休日・夜間等における職員の動員は、原則として自主参集とする。

- ア 本市の震度が4～5強以下の場合
地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。
- イ 本市の震度が6弱以上の場合
全職員が各自決められた担当部署に自主参集する。

3 職員の非常対応心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 職員はあらかじめ定められた配備基準、動員体制、参集場所及び分掌事務に関し十分習熟しておくこと。
- (2) 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- (3) 各部の部長及び班長は、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるように体制を整えておくこと。
- (4) 各部の部長及び班長は、災害時に実施する業務について、平常時から各部・各班においてマニュアルの作成や災害時業務内容を説明するなどして、周知徹底を図っておくこと。
- (5) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、作業服など活動に適したものとし、食料その他活動に必要なものを携行すること。
- (6) 参集途上において、可能な限り市域内外の被害状況及び災害情報の把握に努め、その状況を所属の班長に報告すること。
- (7) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

資料編『資料1-5 動員数の目安』参照

4 災害時の動員体制

災害が発生した場合の初動の動員体制は、次のとおりとする。応急復旧期の各部における班構成及び分掌事務は、資料編『資料1-4 非常体制配備時（災害対策本部設置時）の各班の事務分掌』に示すとおりである。

- (1) 災害対策本部員（市長、副市長、教育長、部長、消防団長）
災害対策本部長の命を受けた部長等で、大規模災害時等に自主的に本部（本庁舎）に参集するとともに、災害情報・被害状況等を分析し、災害対策本部体制を整える。
- (2) 指名本部員（次長、一部課長等）
各部の次長（次長が置かれていない部においては次長相当職から1名）及び本部長が指定する課長等（未来共創推進室長、人事課長、危機管理課長）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。
- (3) 総括班（危機管理課、本庁舎近隣居住職員等）
危機管理課職員及び本部長が指定した本庁舎近隣居住職員及び災害対策本部設置・運営に必要な技能・知識を有する職員等で、災害対策本部の運営等を行う。
- (4) 消防班
消防団に入団している職員で、初動時から消防団活動に従事する。
- (5) 現場本部長（地区センター長等）

災害発生時にはそれぞれの担当現場本部（各地区センター等）に駆けつけて現場本部を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。

また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、各避難所の避難所対応員の調整等、必要な人員を配置する。

(6) 現場本部員（市民生活部、選挙管理委員会事務局）

現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。

(7) 避難所対応員（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育部）

災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所、指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。

(8) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）

災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。

(9) 救護所対応員（健康推進部）

救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。

また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。

(10) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）

ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。

(11) 危険度判定員

建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。

第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理課】

1 災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本計画及び入間市災害対策本部条例に基づき、入間市災害対策本部を設置する。

(1) 本部設置の基準

- ア 本市の震度が震度5強以上の地震が発生した場合
- イ 市の地域に相当規模以上の災害が発生した場合
- ウ 巨大地震の警戒が発令された旨の通報を受けた場合
- エ その他市長が必要と認めた場合

(2) 本部設置場所

本部の設置場所は、本庁舎（屋外敷地を含む）とし、「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

なお、本庁舎が被災し使用不能となった場合は、建物の耐震性等を考慮し、入間市博物館、次に入間市健康福祉センターに本部設置を検討する。入間市健康福祉センターに

本部を設置する場合には、救護所としての活動に支障が生じないように、本部設置スペース等について考慮する。

市内の施設が使用できない場合は、埼玉県の協力を得て、県内他市町村に本部を設置する。

(3) 実施の責任者

災害対策本部長は市長とし、市長が不在の場合は次の順位による。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	危機管理監	危機管理課長

(4) 本部閉鎖の基準

災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認められるときに閉鎖するものとする。

(5) 本部設置及び閉鎖等の通知

本部の設置又は閉鎖が行われた場合は、この旨を市民に周知するとともに、関係機関に対し電話その他の方法により通知するものとする。

ア 県災害対策本部所沢支部長（西部地域振興センター所長）

イ 狭山警察署長

ウ その他必要と認める機関の長

資料編『資料1-3 入間市災害対策本部条例』参照

2 市の行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

(1) トップマネジメントは機能しているか

(2) 人的体制は充足しているか

(3) 物的環境（市庁舎等）は整っているか

県や国では、把握した情報を基に、市に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

3 現場本部の設置

災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じ各地区センターに現場本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 原則として震度5強以上の地震による揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予測され市民の生命、身体及び財産の保護を必要とするとき

イ 本部長が必要と認めたとき

なお、本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ一部の地域において現場本部の活動の必要性が認められないとき、又は活動の必要がなくなると認められるときは、当該現場本部の業務を開始させないこと、又は業務を中止させることができるものとする。

(2) 閉鎖基準

ア 当該区域の応急活動が完了したと認められるとき

イ 本部長が必要ないと認めたとき

(3) 設置場所

現場本部名	設置場所	電話
扇町屋	扇町屋1-9-34	2962-4495
東町	東町3-1-35	2963-7503
黒須	黒須2-3-13	2962-7511
東金子	大字小谷田77-3	2964-0111 2962-7711
金子	大字寺竹535-1	2936-0111 2936-1171
宮寺・三本木	宮寺2405-1	2934-2002 2934-4466
藤沢	下藤沢5-17-1	2964-1278 2962-6475
東藤沢	東藤沢3-19-19	2962-6922
西武	大字野田496	2932-1171 2932-0033

資料編『資料1-7 現場本部の担当区域』参照

(4) 現場本部の事務の所掌

現場本部における事務の所掌は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害地における災害情報の収集
- イ 災害地における関係機関との連絡調整
- ウ 担当地区内の自主防災会、自主防災連絡会及びその他の団体との連携による応急対策（本部長からあらかじめ指示されたもの）の実施
- エ 本部への災害情報及び応急対策の実施状況の連絡
- オ 担当地区内指定緊急避難場所・指定避難所との連絡調整
- カ その他現場本部の役割を果たすために必要な事務

4 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、本部における災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、次のとおり本部会議を実施する。

ア 構成等

- (ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- (イ) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- (ウ) 副本部長は、本部長を補佐する。
- (エ) 本部会議の決定事項は、本部長の命令として本部員の各部長から速やかに全職員に周知する。

イ 本部会議の所掌事務

- (ア) 本部の非常配備体制に関すること。
- (イ) 避難指示等に関すること。
- (ウ) 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	第1章 第2節「自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣のあつせんを求める場合	1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第30条 地方自治法 第252条の17
以下に放送要請のあつせんを求める場合 NHKさいたま放送局 (株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	県地域防災計画「災害時における放送要請に関する協定」実施要領参照	災害対策基本法 第57条

2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

〔派遣対象業務〕

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

注) 派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

また、市、県及び国は、派遣職員の健康管理や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を徹底するものとする。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内市町村の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外市町村による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の市区町村だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議のうえ、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

4 応援の受入れ

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確

第2節 自衛隊災害派遣

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

自衛隊は要請に基づき、部隊の派遣等適切な措置をとる。

第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】

1 要請要件

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行われる。

(1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 要請範囲

要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・被害状況の把握 | ・避難者の誘導、輸送 |
| ・避難者の搜索、救助 | ・水防活動 |
| ・消防活動 | ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 |
| ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 | ・通信支援 |
| ・人員及び物資の緊急輸送 | ・給食及び給水支援 |
| ・救援物資の無償貸付又は贈与 | ・交通規制の支援 |
| ・危険物の保安及び除去 | ・予防派遣 |
| ・入浴支援 | ・その他 |

4 その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、ドローン等の活用や事業者の無線局設置者等に協力を求めて災害情報を収集する。

第4 被害情報等の収集【各部】

1 情報の収集

- (1) 市は、災害情報の収集にあたっては、消防組合及び所轄警察署等と緊密に連携するものとする。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。
- (5) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。
安否不明者の氏名等の公表については、県が示す「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき実施するものとする。

2 被害情報等の収集体制

本市における被害情報等の収集は、情報の項目ごとに次の各班が担当するものとする。

■被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各部各班	各部各班
初動期以降の建築物被害	全壊（全焼）、半壊（半焼）	総務部調査班	資産税課長
	一部破損、床上床下浸水		
公共土木・建築物等の被害・復旧	道路・橋梁等	都市整備部土木班	道路管理課長
	河川・水路等	都市整備部都市計画班	都市計画課長
	市営住宅 公園施設等		
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ処理施設	環境経済部清掃班	総合クリーンセンター所長
	し尿処理施設	環境経済部清掃班 （西部衛生組合）	
ライフライン施設の被害・復旧	下水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	上水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	電気・ガス・電話	各事業者	各事業者
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉部救護班、 こども支援部こども支援班 健康推進部衛生班	保育幼稚園課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	健康推進部衛生班	健康福祉センター所長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設等	環境経済部産業班	商工観光課長
	農作物	環境経済部産業班	農業振興課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長
	図書館	教育部避難所運営班	図書館長
	博物館	教育部本部応援班	博物館長
公共交通施設の被害・復旧	道路交通、鉄道、バス等	都市整備部都市計画班	都市計画課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	各施設管理者
火災等の被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防組合	危機管理課長

3 被害情報等の収集方法

(1) 火災情報

地震災害時の火災防止では、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。消防署は、地震発生後、直ちに分署等からの情報、パトロールによる状況把握、職員の参集途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

また、災害の状況により、ヘリコプターによる空からの情報収集を県に要請する。

(2) 人的被害情報

地震発生直後は、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行も支障が生じると考えられるので、これらの状況に

即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要である。

人命救助活動の時期は、地震発生直後から初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部は担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集する。

ア 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

(ア) 職員からの情報

(イ) 市役所、各地区センター、消防組合等への市民からの通報

(ウ) 避難所からの罹災者情報

(エ) 各地区の自主防災組織等からの報告

(オ) 医療機関からの負傷者救護状況報告

(カ) 警察、消防、その他の防災関係機関からの市災害対策本部への報告

イ 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

(ア) 死者の情報

(イ) 行方不明者の情報

(ウ) 建物倒壊等による生き埋め情報

(エ) 傷病者発生情報

(3) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策を実施するうえで重要である。

このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

ア 初動期の建築物被害情報

地震発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、ヘリコプター等から概況を収集し、その被害状況から市域全体の被害状況を把握する。

イ 初動期以降の建築物被害調査及び二次災害の防止

被災した建築物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、被害調査の結果から罹災台帳を作成し、罹災証明の基本台帳とする。

また、被災建築物等による二次災害防止のため、埼玉県及び関係団体に対して被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災建物等の危険度判定を実施する。

ウ 公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下「公共施設」という。）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、県等の管理する公共施設の被害状況については、各部が各関係機関に災害情報を確認する。

エ ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

主な救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、 提供※供与期間は いずれも2年以内	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
炊き出しその他による 食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
被災者の救出	3日以内	市
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内(災対 法に基づく国の災 害対策本部が設置 された場合は6ヶ 月以内)に完了	市
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
埋葬	10日以内	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。

4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。

第2 災害救助法の適用及び実施【各部】

市は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ち

に厚生労働省に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

1 災害救助法適用の基準

県及び市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は上記1に示す手続きを行う。

(1) 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（1号基準）

市町村人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
	300,000人以上	150

(2) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が(1)の1/2に達したとき（2号基準）

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が多数であるとき（3号基準）

(4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準）

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（4号基準）

(6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）

2 被災世帯の算定

住家が滅した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

3 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失（全壊・全焼・全流出）したもの

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

避難所の管理・運営は自主防災会と市の各部・各班員及び避難所対応員が協力連携して行う。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、管理運営組織には複数の女性（構成員の3割以上）を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。

(2) 避難所への派遣人員

派遣人員は開設避難所の規模・避難者数等を勘案して決定する。

(3) 通信連絡手段の確保

通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 業務内容

ア 避難所に運営組織を設置

イ 避難者の収容・保護

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ウ 避難者名簿の作成・整理

エ 災害対策本部及び現場本部との連絡調整

オ 避難者ニーズの把握・調整

カ 避難者への調達食料の配付

キ 医療等の措置を必要とする避難者の移送

ク 衛生状態の維持

市は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

(5) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

ア 担当職員や訪問介護員、民生委員・児童委員の訪問等による実態調査を実施する。

イ 避難者の健康状態を十分把握するとともに、必要に応じて救護所を設ける。

ウ 避難者の障害や身体の状態に応じ、より適切な措置を受けられる施設（医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等）への速やかな移送を行う。

エ 保健師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

オ 要配慮者に必要な物資等を整備するよう努める。

カ 高齢者・乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。

キ 意思疎通の難しい外国人のために、外国語通訳等の派遣を行う。

ク 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズ変化に対応できるよう配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

ケ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、授乳室、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性

(7) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に留意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシー確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

(8) 車中泊（車中避難）等への対応

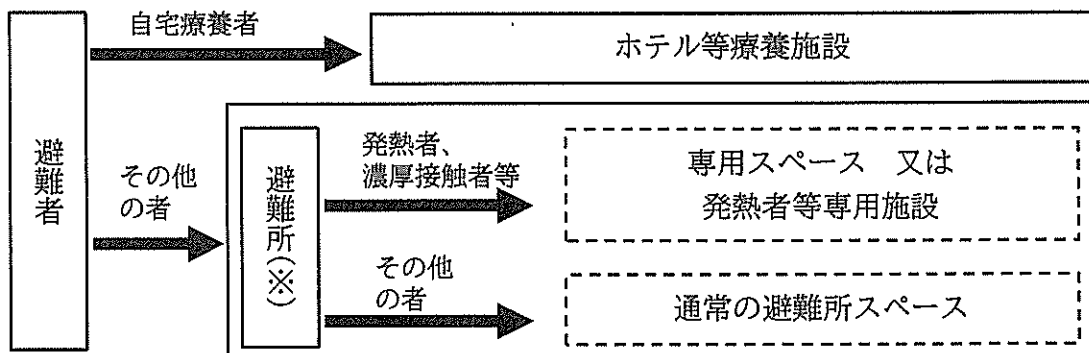
車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

4 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保



※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

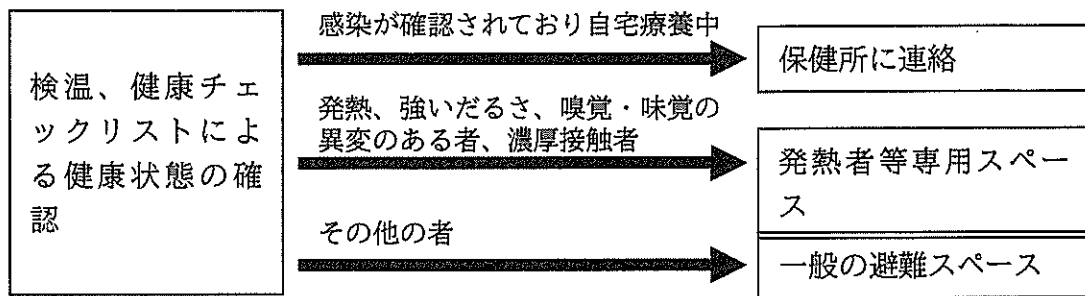
【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】

(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

加えて、地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

(3) 避難所受付時のフロー



【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】

(4) 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(5) 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

また、感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(6) 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(7) 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(8) 自宅療養者の対応

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

また、自宅療養者が避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で避難所の運営に必要な情報を共有する。

(9) 市民への周知

広報紙、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）を活用し以下の事項を市民に周知する。

ア 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。

イ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

ウ マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

(10) 感染症対策、避難所の衛生管理

手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。また、食事時間をずらし

の搜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送とする。

イ 費用

応急救助のための輸送の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求するものとする。

ウ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】

1 埼玉県指定緊急輸送道路

県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点を連絡する路線
該当路線	国道16号 首都圏中央連絡道路 国道299号（バイパス） 国道299号 国道463号（バイパス）		国道463号 県道川越入間線 県道馬引沢飯能線 その他県の指定する路線

2 市指定緊急輸送道路

市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。

区分	防 災 関 係 施 設
消 火 活 動 救 助 救 出	消防署・分署、警察署、医療施設等
防災活動拠点	市役所、各地区センター・分館、防災センター
物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館
避難拠点等	指定緊急避難場所、その他国・県・市有施設等
臨時ヘリポート	公園、運動場等

資料編『資料3-2 緊急輸送道路網図』参照

第11節 食料・生活必需品及び飲料水等の供給

地震発生直後の市民の生活を確保し、人心の安定を図ることは、応急対策上非常に重要である。

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の生活維持に特に重要である食料、生活必需品及び飲料水等の確保及び迅速な救援を実施する。

第1 基本事項

1 想定される地震の種類と対応

直下型地震等、被害が一部の地域に限られる地震が発生した場合には、各地域の備蓄物資等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

2 発生時の人口分布と対応

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等の就業者に対しては、個々の企業における供給対策の推進を促すことによって対応を図る。

3 発災時間及び供給処理機能の被害と供給品目との対応

地震発生時の季節等の状況及び電気、水道、ガス、電話及び下水道等ライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

4 地域特性と対応

地域の社会特性（人口・年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

5 災害時応援協定に基づく物資の調達供給

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。

6 ニーズに留意した物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

食料については、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第2 食料の確保及び供給【各部】

1 食料の調達

行動要支援者等の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、自主防災会及び消防団等の協力を得て安否確認を迅速に行う。

2 救助活動の実施

市は、要配慮者支援制度実施要綱等に基づき、自主防災会及び消防団等の協力を得ながら、在宅の要配慮者等の救助を行う。

3 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、福祉避難所設置の必要性から、要配慮者等の受入れ先として、医療施設、社会福祉施設及び要配慮者等向けの避難所（青少年活動センター、老人福祉センター等）を確保する。

また、市は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災会や民生委員・児童委員等の協力を得て福祉避難所等への移送を行う。

4 生活救援物資の供給

市は、要配慮者等の被災状況を把握し、要配慮者等向けの食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなどの配慮をする。

5 情報提供

市及び県は、在宅や避難所等にいる要配慮者等に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

6 相談窓口の開設

市は、**地区センター・分館**や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員のほか、必要に応じて福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

7 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等により班を編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者等のニーズを把握し、介護及びメンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第3 避難所における要配慮者への配慮【市民生活部・福祉部・子ども支援部・健康推進部】

1 スペースの確保

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供し、また、要配慮者であることが周囲の避難者にわかるようにするなどの配慮をする。

2 物資の供給

要配慮者のために必要と思われる物資等について、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

3 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員及び保健師等による班を編成し、避難所で生活する要配慮者等のニーズを把握し、介護及びメンタルケア等の巡回サービスを

報する。

5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】

災害等により、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

(イ) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板及び災害用伝言板（web171）を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(イ) 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(ウ) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びインターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）などにより、直接該当被災地へ周知する。

措置を講じ、被害の拡大を防ぐものとする。

- 2 上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋根の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 3 市指定文化財にあたっては、所有者又は管理者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 4 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第4 生涯学習施設対策【こども支援部・教育部】

開館時に地震が発生した場合、図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。

- 1 地震発生直後は、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- 2 利用者の被災状況、施設の被害状況等について所管部署へ報告し、必要な指示を受ける。

第5 福祉関係施設対策【福祉部・こども支援部】

1 保育所の措置

保育所長（私立保育園長も含む。）は、地震災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所における必要な応急措置を講ずる。

(1) 地震災害時の対応

ア 所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 所長は、園児・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、こども支援部に連絡し、職員を指揮する等、応急対策を実施して必要な措置を講ずる。

(2) 応急保育の体制

ア 所長は、園児の罹災状況を調査する。

イ こども支援部は、情報及び指令の伝達について必要な措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育所において保育する。

エ 保育所を救護所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、こども支援部と協議して早急に保育ができるよう措置する。

オ 所長は、災害の推移を把握し、こども支援部と協議のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

2 学童保育室の措置

(1) 地震発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等の安全を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 児童の被害状況等を確認し、速やかにこども支援部に報告し、必要な指示を受ける。

(3) あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、原則として保護者同伴で帰宅させる。

また、その措置内容をこども支援部に報告する。

第19節 住宅応急復旧

地震により住宅が滅失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅の提供を行い、地震後の被災者の生活復旧の支援を行う。

第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置するものとする。市は設置場所、入居者の選考、管理等を行い、県に協力する。

1 設置戸数の決定

知事とする。なお、知事から委任された場合は市長とする。

2 設置場所の選考

応急仮設住宅の設置場所は、次の基準とする。

- (1) 原則として、国、県又は市の公有地とする。
- (2) やむを得ず私有地に設置する場合は、所有者と市との間で賃貸借契約を結ぶものとする。
- (3) 飲料水が得やすく、保健衛生上問題のない場所とする。
- (4) 基本的なインフラが整備されている場所から順次設置を行うよう県に要望する。

3 入居者の選定

市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。なお応急修理期間中に応急仮設住宅に入居することも可能とする。

- (1) 住居が全焼、全壊又は流出した被災者
- (2) 居住する住宅がない被災者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者
 - ア 生活保護の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - オ 前号に準ずる経済的困窮者

4 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

5 仮設住宅の維持管理

県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。

7 災害救助法が適用になった場合の費用等

応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第2 危険度判定の実施及び応急措置・応急復旧の指導・相談【都市整備部】

市は、建築物の被災建築物応急危険度判定等を行うための体制整備を図るとともに、市民に対し、余震等で倒壊のおそれがある建築物等による事故防止のための広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談を行う等の運用体制の確立に努める。

資料編『資料4-5 入間市被災建築物応急危険度判定要綱』参照

第3 住宅の応急修理【都市整備部】

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、被災建築物応急危険度判定結果等より修理戸数を決定する。

2 修理対象者の基準

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として選定し、居室、トイレ、炊事場等日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。また、市はその結果を県へ報告する。

3 資材調達

市は、資材が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4 1戸あたりの修理費基準

住宅の応急修理の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】

住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等

の倒壊後のがれき等とは異なる。

1 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

2 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

3 除去作業の支援要請

市は除去作業の支援について、県に隣接市町村からの派遣を要請できる。

広報紙等は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として有効であることから、地震災害時の広報紙等の発行は迅速に行うものとする。

ア 避難所の市民への広報

(ア) 広報紙の配布

(イ) 防災行政用無線による広報

(ウ) 広報車による広報

(エ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶笛】

(オ) 掲示板への掲出(広報紙、ポスター等)

イ 避難所外の市民への広報

(ア) 地区センター等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出

(イ) 防災行政用無線による広報

(ウ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶笛】

ウ 市外避難者への広報

当初はファクシミリサービス、インターネット(ホームページ、登録制メール、SNS等)、報道機関への情報提供により対応し、その後は広報紙の市外郵送サービスをできるかぎり迅速に実施する。

4 要配慮者等を考慮した広報の実施

聴覚・視覚障害者や外国人などのように、災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう十分配慮して広報に努める。

(1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報(広報紙)やテレビでの文字放送、手話放送等による広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し音声情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能なかぎり点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、入間市国際交流協会等と連携し、やさしい日本語や外国語による広報を行う。

また、情報提供窓口を設置しながら、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

資料編『資料3-10 広報車一覧』参照

第2 報道機関への情報提供【企画部】

被災地の市民が適切な判断により行動がとれるようにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報を迅速かつ的確に広報する。

1 災害情報の提供

市は、報道機関に対し災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

〔安否照会者の確認事項〕

(ア) 照会者の氏名、住所 (イ) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 (ウ) 照会をする理由

ウ 安否情報の回答

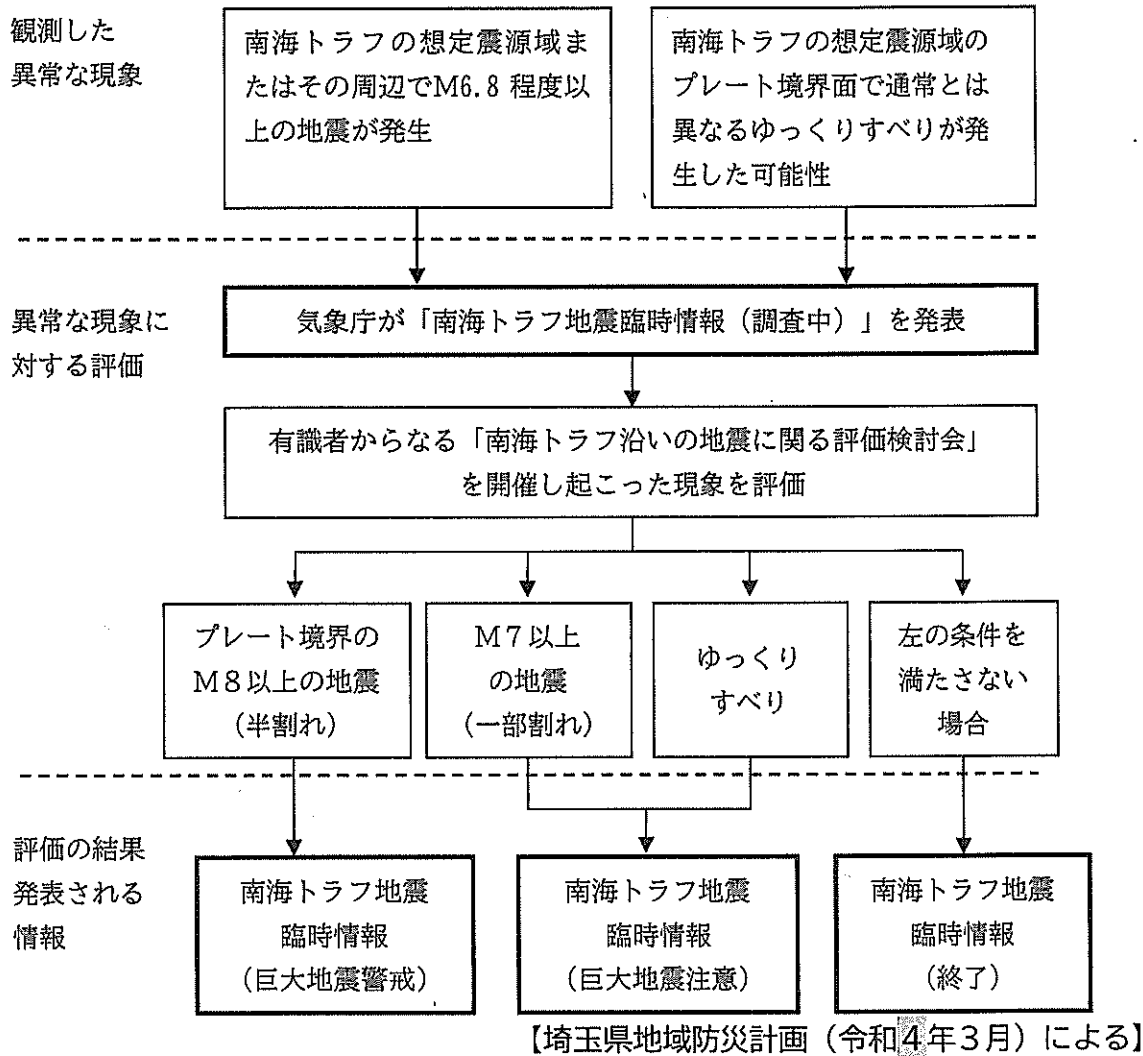
市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〔照会者の区分と提供可能情報〕

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族 <input checked="" type="checkbox"/>	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

※同居の親族とは、事実婚・婚約の関係にある者、入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に宣誓した者を含む。

〔南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〕



第2 市民、企業等へのよびかけ【各部】

市及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

第2章 風水害応急対策計画

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、それぞれの関係機関は、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急活動にあたるものとする。

第1節 応急活動体制

第1 災害発生直前の未然防災活動

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 配備・動員体制【各部】

1 配備体制及び内容

災害対策の活動にあたってのとりべき体制の種別及び内容は、次のとおりとする。

配備体制	内 容	
事前調整会議体制 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等において、災害の発生が予測され風雨等が強まりつつある状況において、副市長が担当部課職員（危機管理監、都市整備部長・次長、危機管理課長、未来共創推進室長、人事課長）を招集し、事前対策等を指示する。 ・副市長は、危機管理課長に対し、防災担当職員の待機を命ずる。 ・副市長は、状況により初期活動要員を招集し、対象現場ごとの活動計画を指示する。 ・副市長は、状況により市長の指示を受け、警戒体制（第一配備・第二配備）に切り換えなければならない。 	
警戒体制 (災害警戒会議を行い通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第1配備	災害の要因が認められた場合において、各部長が各部計画に基づいて初期活動要員を招集し、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
	第2配備	軽微な被害が発生した場合において、各部長が各部の計画に基づく増強招集を行い、災害の防止活動にあたりとともに、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第1配備	相当規模の災害の発生が予想される場合において、災害応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する体制
	第2配備	激甚的な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する体制

危機管理課職員及び本部長が指定した本庁舎近隣居住職員及び災害対策本部設置・運営に必要な技能・知識を有する職員等で、災害対策本部の運営等を行う。

(4) 消防班

消防団に入団している職員で、初動時から消防団活動に従事する。

(5) 現場本部長（地区センター長等）

災害発生時にはそれぞれの担当現場本部（各地区センター等）に駆けつけて現場本部を設置し、地区の情報を収集整理し、災害対策本部へ迅速かつ的確に伝達する。

また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、各避難所の避難所対応員の調整等、必要な人員を配置する。

(6) 現場本部員（市民生活部、選挙管理委員会事務局）

現場本部の設営のほか、現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認を行う。また、各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。

(7) 避難所対応員（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育部）

災害発生時に担当施設（指定緊急避難場所・指定避難所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け避難所開設に備え、避難所運営全般に携わる。

(8) 応急対応班（都市整備部、上下水道部）

災害防止や被害拡大防止のための活動や軽微な災害対応などの支援・応急活動等を行う。

(9) 救護所対応員（健康推進部）

救護所（健康福祉センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。

また、健康推進部の応援等、部長の指示により活動する。

(10) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）

ほかの各部各班の応援等、災害対策本部や部長等の指示により活動する。

(11) 危険度判定員

建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の資格を有するもので、建築班及び営繕班の指揮のもと、被災建物および被災宅地の判定を行う。

第3 災害対策本部の設置・運営【危機管理課】

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、入間市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、応急対策を実施する。

1 本部の設置及び閉鎖

本部は、災害対策基本法第42条の規定による入間市地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めるときに市長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに閉鎖するもの

とする。

(1) 本部設置等の手続

本部の設置及び配備体制の施行手続きについては、次に掲げるところによる。

ア 準備体制及び警戒体制の決定は、危機管理課長が危機管理監の指示を受け、副市長の承認を得て行うものとする。

イ 本部の設置及び非常体制の決定は、危機管理監が副市長の指示を受けるとともに、本部員となる部長等の意見を聞いたうえ、市長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くいとまがないときは、これを省略することができる。

ウ 本部の設置場所は、本庁舎とし、「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(2) 本部閉鎖の手続

本部の閉鎖及び配備体制の解除手続きについては、設置等の手続きに準ずるものとする。

(3) 本部設置及び閉鎖等の通知

本部の設置又は閉鎖が行われた場合には、この旨を市民に周知するとともに、関係機関に対し電話その他の方法により通知するものとする。

2 現場本部の設置

災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じ各地区センターに現場本部を設置する。

(1) 設置場所

現場本部名	設 置 場 所	電 話
扇 町 屋	扇町屋1-9-34	2962-4495
東 町	東町3-1-35	2963-7503
黒 須	黒須2-3-13	2962-7511
東 金 子	大字小谷田77-3	2964-0111 2962-7711
金 子	大字寺竹535-1	2936-0111 2936-1171
宮寺・三本木	宮寺2405-1	2934-2002 2934-4466
藤 沢	下藤沢5-17-1	2964-1278 2962-6475
東 藤 沢	東藤沢3-19-19	2962-6922
西 武	大字野田496	2932-1171 2932-0033

資料編『資料1-7 現場本部の担当区域』参照

(2) 現場本部の事務の所掌

現場本部における事務の所掌は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害地における災害情報の収集

イ 災害地における関係機関との連絡調整

ウ 担当地区内の自主防災会、自主防災連絡会及びその他の団体との連携による応急対策（本部長からあらかじめ指示されたもの）の実施

	務条件 5 その他参考となるべき事項	
以下に放送要請のあつせんを求める場合 NHKさいたま放送局 (株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	県地域防災計画「災害時における放送要請に関する協定」実施要領参照	災害対策基本法 第57条

2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

〔派遣対象業務〕

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

注) 派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

また、市、県及び国は、派遣職員の健康管理や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を徹底するものとする。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内市町村の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外市町村による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の市区町村だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災

第2節 自衛隊災害派遣

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

自衛隊は要請に基づき、部隊の派遣等適切な措置をとる。

第1 災害派遣の要請要件及び要請範囲【災害対策本部】

1 要請要件

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行われる。

(1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 要請範囲

要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送
・避難者の捜索、救助	・水防活動
・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去
・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援
・人員及び物資の緊急輸送	・給食及び給水支援
・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援
・危険物の保安及び除去	・予防派遣
・入浴支援	・その他

第2 災害派遣の要請【企画部】

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、原則として市長が行うものとする。

(2) 市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請をするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、県防災行政用無線、埼玉県防災情報システム、電話等により県（統括部）に通報し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求できない場合は、直接最寄り部隊である中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）に通報し、航空自衛隊の判断により部隊の派遣を待つ。その後所定の手続きを速やかに行うものとする。

ア 提出先（連絡先） 県（統括部）

イ 提出部数 3部

ウ 記載事項

3 復旧段階

情報項目	情報内容	情報収集源	伝達手段
発災状況 被害状況 ライフライン 被災状況	地区ごとの物的・人的被害の確定値	・市（各班）	・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・民間会社の防災気象情報 ・県公式ホームページ
避難状況、避難所情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所周辺の状況（広域避難等の対策の必要性） ・避難者に必要な措置事項 ・避難状況（避難実施区域、避難人数・世帯数） ・避難所情報（開設・閉鎖情報） ・食料、物資等の調達・支給状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所施設管理者 ・避難所対応員 ・消防署 ・警察署 ・自主防災組織、市民等 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ（Lアラート） ・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・混雑状況配信システム
復旧に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ・道路・橋梁の破損・復旧状況 ・電気・水道・ガス施設の状況・復旧状況 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・各道路管理者 ・ライフライン関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制メール ・SNS ・市公式ホームページ ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・県公式ホームページ
	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧工事等の実施・進捗状況 ・消毒、大型ごみの回収の必要性 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・市（各班） ・各防災関係機関 	

第2 土砂災害警戒情報等の発令時に収集・伝達すべき情報【各部】

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する（警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」参照）。

土砂災害警戒情報、特別警報が発令された場合、市及び防災関係機関は主に以下のことを行う。

- (1) 土砂災害警戒情報連絡員への情報伝達
- (2) 土砂災害を警戒する地点の情報収集
- (3) 自主防災会長への情報伝達
- (4) 必要に応じての高齢者等避難、避難指示の発令
- (5) 避難所の開設・運営
- (6) 市民の避難状況の把握等

なお、特別警報が発表された場合は、市防災行政用無線等を活用して速やかにその旨を市民等に伝達し、厳重な警戒・避難を呼びかける。

第3 気象警報・注意報等の収集・伝達【企画部・危機管理課・消防組合】

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「**キキクル**（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

災害に関する警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定める。

1 警報等の種類・発表基準

(1) 気象警報・注意報

熊谷地方気象台が発表する気象業務法に基づく警報・注意報等の概要、対象地域、種類及び発表基準は次表のとおりである。なお、当市は埼玉県南西部に分類される。

〔特別警報・警報・注意報の概要〕

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

る。

- ・流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 各種気象情報

ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

イ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

表中の警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」を参照する。

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

(3) その他の警報等

ア 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

〔通報実施基準〕

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

イ 消防法に定める火災警報

市長が埼玉県から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表するもので、発令及び解除は次の基準による。

(ア) 火災警報の発令基準

a 最小湿度が25%以下、実効湿度が55%以下となる見込みのとき。

b 最小湿度が30%以下、実効湿度が60%以下で平均風速が10m/s以上となる見込みのとき。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の市民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

第5 初動期の情報収集【各部】

災害発生直後の初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び他市等への応援要請等を判断するための材料として特に重要であることから、防災関係機関と緊密に連携を図り、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 参集職員による情報収集

職員が自主参集する途上で周辺の被害状況を把握するとともに、各現場本部からも初動期の災害情報を収集する。

2 ヘリコプターによる状況把握

大規模災害が発生した場合に、市は、航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）及び防災協定締結先である㈱本田航空に対し、ヘリコプターによる被害状況の把握及びその情報の提供を依頼する。

3 自主防災組織等からの情報収集

自主防災組織等から、地域における災害状況を収集する。

4 その他の情報収集

災害発生時の被害状況を早期に把握するため、ドローン等の活用や事業者の無線局設置者等に協力を求めて災害情報を収集する。

第6 被害情報等の収集【各部】

1 情報の収集

- (1) 市は、災害情報の収集にあたっては、消防組合及び所轄警察署等と緊密に連携するものとする。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。
- (5) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。
安否不明者の氏名等の公表については、県が示す「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき実施するものとする。

2 被害情報等の収集体制

本市における被害情報等の収集は、情報の項目ごとに次の各班が担当するものとする。

■被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各部各班	各部各班
初動期以降の建築物被害	全壊（全焼）、半壊（半焼）	総務部調査班	資産税課長
	一部破損、床上床下浸水		
公共土木・建築物等の被害・復旧	道路・橋梁等	都市整備部土木班	道路管理課長
	河川・水路等	都市整備部都市計画班	都市計画課長
	市営住宅 公園施設等		
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ処理施設	環境経済部清掃班	総合クリーンセンター所長
	し尿処理施設	環境経済部清掃班（西部衛生組合）	
ライフライン施設の被害・復旧	下水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	上水道	上下水道部対策班	上下水道経営課長
	電気・ガス・電話	各事業者	各事業者
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉部救護班、 こども支援部こども支援班 健康推進部衛生班	保育幼稚園課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	健康推進部衛生班	健康福祉センター所長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設等	環境経済部産業班	商工観光課長
	農作物	環境経済部産業班	農業振興課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育部避難所運営班	教育総務課長
	給食施設	教育部給食班	学校給食課長
	図書館	教育部避難所運営班	図書館長
	博物館	教育部本部応援班	博物館長
公共交通施設の被害・復旧	道路交通、鉄道、バス等	都市整備部都市計画班	都市計画課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	各施設管理者
火災等の被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防組合	危機管理課長

3 被害情報等の収集方法

(1) 火災情報

災害時の火災防止では、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。消防署は、災害発生後、直ちに分署等からの情報、パトロールによる状況把握、職員の参集途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

また、災害の状況により、ヘリコプターによる空からの情報収集を県に要請する。

(2) 人的被害情報

災害発生直後は、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行も支障が生じると考えられるので、これらの状況に

即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要である。

人命救助活動の時期は、災害発生直後から初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部は担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集する。

ア 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報について錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

(ア) 職員からの情報

(イ) 市役所、各地区センター、消防組合等への市民からの通報

(ウ) 避難所からの罹災者情報

(エ) 各地区の自主防災組織等からの報告

(オ) 医療機関からの負傷者救護状況報告

(カ) 警察、消防、その他の防災関係機関からの市災害対策本部への報告

イ 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

(ア) 死者の情報

(イ) 行方不明者の情報

(ウ) 建物倒壊等による生き埋め情報

(エ) 傷病者発生情報

(3) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策を実施するうえで重要である。

このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

ア 初動期の建築物被害情報

災害発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、ヘリコプター等から概況を収集し、その被害状況から市域全体の被害状況を把握する。

イ 初動期以降の建築物被害調査及び二次災害の防止

被災した建築物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、被害調査の結果から罹災台帳を作成し、罹災証明の基本台帳とする。

また、二次災害防止のため、埼玉県及び関係団体に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下「公共施設」という。）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、県等の管理する公共施設の被害状況については、各部が各関係機関に災害情報を確認する。

エ ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

(ア) ライフライン被害調査

主な救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供※供与期間はいずれも2年以内	対象者・設置場所の選定は市、設置は県 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
助産	7日以内	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、埼玉県から委任された時は市)
被災者の救出	3日以内	市
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内)に完了	市
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
埋葬	10日以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

※応急救助は知事が実施するが、災害発生の都度市町村長に委任することがある。

4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。

第2 災害救助法の適用及び実施【各部】

市は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに厚生労働省に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

1 災害救助法適用の基準

県及び市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、

該当又は該当する見込みがあると認めた場合は上記1に示す手続きを行う。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（1号基準）

市町村人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が(1)の1/2に達したとき（2号基準）
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が多数であるとき（3号基準）
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号基準）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（4号基準）
- (6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）

2 被災世帯の算定

住家が滅した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

3 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が滅失（全壊・全焼・全流出）したもの
 住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの
 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
- (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
 (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住居の床上に達した程度のもの、

い。

- (ア) 開設の目的
- (イ) 開設の日時及び場所
- (ウ) 開設箇所数及び収容人員
- (エ) 開設期間の見込み

カ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）やアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市長が県に請求できるものとする。

2 避難所の指定

入間市においては、地区ごと、あるいは地域ごとの避難所の指定を行っていないことから、各家庭において避難経路の安全性を考慮し、災害の状況に応じた2箇所以上の避難所を決めておくものとする。

3 避難所の管理・運営

避難所の管理運営は、市、施設管理者、自主防災会等が「入間市避難所運営マニュアル」等を活用し避難所運営委員会を組織し行うものとする。

避難所を開設した場合には、市長は施設を管理する各部・各班員を、また、現場本部長は避難所対応員を速やかに開設避難所に派遣する。

各部・各班員及び避難所対応員は、自主防災会と連携協力し、避難所の運営全般を行う。市は、さらに必要があれば、県・近隣市町村に対して応援を要請する。

その際、要配慮者や女性をはじめ避難者のニーズの把握に努め、避難所管理運営に反映する。特に、高齢者や身体障害者等のためのトイレ・スロープ等の設置など、福祉ニーズの把握には十分留意する。

さらに、災害のショックや長引く避難所生活から、苛立ち、焦り、過労等により精神的ストレスが蓄積され、その矛先が女性や子どもといった弱い立場の者に向けられる可能性がある。

そのため、市は、専用の相談窓口を設け、性別・年齢等を問わず広くケアを行うこととする。

なお、避難所の管理・運営の詳細については、「入間市避難所運営マニュアル」のとおりであるが、概要について以下に列記する。

(1) 避難所の管理・運営担当

避難所の管理・運営は自主防災会と市の各部・各班員及び避難所対応員が協力連携して行う。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、管理運営組織には複数の女性（構成員の3割以上）を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求めるものとする。

(2) 避難所への派遣人員

派遣人員は開設避難所の規模・避難者数等を勘案して決定する。

(3) 通信連絡手段の確保

通信連絡手段として電話、防災行政用無線、ファクシミリ等の確保に努め、それらが不足する場合には、伝令（バイク・自転車・徒歩等）とする。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 業務内容

ア 避難所に運営組織を設置

イ 避難者の収容・保護

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ウ 避難者名簿の作成・整理

エ 災害対策本部及び現場本部との連絡調整

オ 避難者ニーズの把握・調整

カ 避難者への調達食料の配付

キ 医療等の措置を必要とする避難者の移送

ク 衛生状態の維持

市は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

(5) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

ア 担当職員や訪問介護員、民生委員・児童委員の訪問等による実態調査を実施する。

イ 避難者の健康状態を十分把握するとともに、必要に応じて救護所を設ける。

ウ 避難者の障害や身体状況に応じ、より適切な措置を受けられる施設（医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等）への速やかな移送を行う。

エ 保健師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

オ 要配慮者に必要な物資等を整備するよう努める。

カ 高齢者・乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。

キ 意思疎通の難しい外国人のために、外国語通訳等の派遣を行う。

ク 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズ変化に対応できるよう配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

ケ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、授乳室、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

コ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するなど、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努める。また、懐中電灯や防犯ブザー等の整備、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起ポスターの掲載などに努めるものとする。さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を

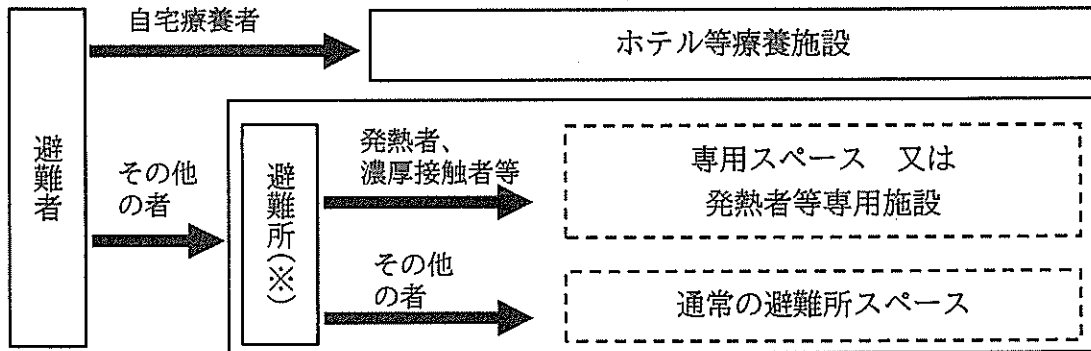
軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

4 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保



※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

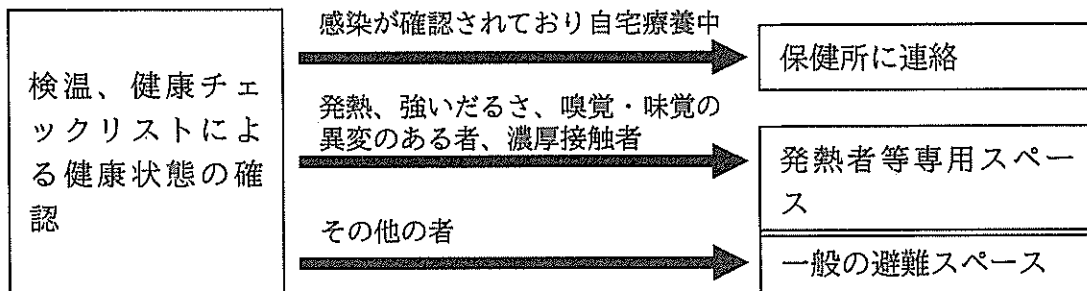
【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】

(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

加えて、地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

(3) 避難所受付時のフロー



【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】

(4) 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(5) 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送とする。

イ 費用

応急救助のための輸送の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求するものとする。

ウ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第3 緊急輸送道路【都市整備部・危機管理課】

1 埼玉県指定緊急輸送道路

県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点を連絡する路線
該当路線	国道16号 首都圏中央連絡道路 国道299号（バイパス） 国道299号 国道463号（バイパス）		国道463号 県道川越入間線 県道馬引沢飯能線 その他県の指定する路線

2 市指定緊急輸送道路

市は、市内の次の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。

区分	防災関係施設
消火活動 救助救出	消防署・分署、警察署、医療施設等
防災活動拠点	市役所、各地区センター・分館、防災センター
物資輸送拠点	市民体育館、各地区体育館
避難拠点等	指定緊急避難場所、その他国・県・市有施設等
臨時ヘリポート	公園、運動場等

資料編『資料3-2 緊急輸送道路網図』参照

第11節 食料・生活必需品及び飲料水の供給

災害発生直後の市民の生活を確保し、人心の安定を図ることは、応急対策上非常に重要である。

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の生活維持に特に重要である食料、生活必需品及び飲料水等の確保及び迅速な救援を実施する。

第1 基本事項

1 想定される災害の種類と対応

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄物資等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

2 発生時の人口分布と対応

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等の就業者に対しては、個々の企業における供給対策の推進を促すことによって対応を図る。

3 発災時間及び供給処理機能の被害と供給品目との対応

災害発生時の季節等の状況及び電気、水道、ガス、電話及び下水道等ライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

4 地域特性と対応

地域の社会特性（人口・年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

5 災害時応援協定に基づく物資の調達供給

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。

6 ニーズに留意した物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

食料については、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

取り残された要配慮者等の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者等の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、自主防災会及び消防団等の協力を得て安否確認を迅速に行う。

2 救助活動の実施

市は、要配慮者支援制度実施要綱等に基づき、自主防災会及び消防団等の協力を得ながら、在宅の要配慮者等の救助を行う。

3 受入れ先の確保及び移送

市及び県は、福祉避難所設置の必要性から、要配慮者等の受入れ先として、医療施設、社会福祉施設及び要配慮者等向けの避難所（青少年活動センター、老人福祉センター等）を確保する。

また、市は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災会や民生委員・児童委員等の協力を得て福祉避難所等への移送を行う。

4 生活救援物資の供給

市は、要配慮者等の被災状況を把握し、要配慮者等向けの食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなどの配慮をする。

5 情報提供

市及び県は、在宅や避難所等にいる要配慮者等に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

6 相談窓口の開設

市は、**地区センター・分館**や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員のほか、必要に応じて福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

7 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等により班を編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者等のニーズを把握し、介護及びメンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第3 避難所における要配慮者への配慮【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 スペースの確保

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供し、また、要配慮者であることが周囲の避難者にわかるようにするなどの配慮をする。

2 物資の供給

要配慮者のために必要と思われる物資等について、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

3 巡回サービスの実施

報する。

5 通信設備応急対策【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】

災害等により、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

(イ) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(ロ) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）等の提供

災害等の発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板及び災害用伝言板（web171）を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ロ) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(イ) 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(ロ) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びインターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）などにより、直接該当被災地へ周知する。

ものについては本市が、また、それ以外の所有者又は管理者が、それぞれ指示に従い応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐものとする。

- 2 上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋根の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 3 市指定文化財にあたっては、所有者又は管理者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 4 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第4 生涯学習施設対策【こども支援部・教育部】

開館時に災害が発生した場合、図書館・博物館・青少年活動センター等は、次の措置を講ずる。

- 1 災害発生直後は、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- 2 利用者の被災状況、施設の被害状況等について所管部署へ報告し、必要な指示を受ける。

第5 福祉関係施設対策【福祉部・こども支援部】

1 保育所の措置

保育所長（私立保育園長も含む。）は、災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所における必要な応急措置を講ずる。

(1) 災害時の対応

ア 所長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 所長は、園児・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、こども支援部に連絡し、職員を指揮する等、応急対策を実施して必要な措置を講ずる。

(2) 応急保育の体制

ア 所長は、園児の罹災状況を調査する。

イ こども支援部は、情報及び指令の伝達について必要な措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育所において保育する。

エ 所長は、災害の推移を把握し、こども支援部と協議のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

2 学童保育室の措置

(1) 災害発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等の安全を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 児童の被害状況等を確認し、速やかにこども支援部に報告し、必要な指示を受ける。

(3) あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、原則として保護者同伴で帰宅させる。

また、その措置内容をこども支援部に報告する。

第19節 住宅応急復旧

災害により住宅が滅失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅の提供を行い、災害後の被災者の生活復旧の支援を行う。

第1 応急仮設住宅の設置【都市整備部】

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置するものとする。市は設置場所、入居者の選考、管理等を行い、県に協力する。

1 設置戸数の決定

知事とする。なお、知事から委任された場合は市長とする。

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の設置場所は、次の基準とする。

- (1) 原則として、国、県又は市の公有地とする。
- (2) やむを得ず私有地に設置する場合は、所有者と市との間で賃貸借契約を結ぶものとする。
- (3) 飲料水が得やすく、保健衛生上問題のない場所とする。
- (4) 基本的なインフラが整備されている場所から順次設置を行うよう県に要望する。

3 入居者の選考

市は被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。なお応急修理期間中に応急仮設住宅に入居することも可能とする。

- (1) 住居が全焼、全壊又は流出した被災者
- (2) 居住する住宅がない被災者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者
 - ア 生活保護の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - オ 前号に準ずる経済的困窮者

4 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

5 仮設住宅の維持管理

県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。

7 災害救助法が適用になった場合の費用等

応急仮設住宅の設置費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第2 応急措置及び応急復旧の指導・相談【都市整備部】

市は、建築物の被災宅地危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、市民に対し、倒壊のおそれがある建築物等による事故防止のための広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第3 住宅の応急修理【都市整備部】

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、被災宅地危険度判定結果等より修理戸数を決定する。

2 修理対象者の基準

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として選定し、居室、トイレ、炊事場等日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。また、市はその結果を県へ報告する。

3 資材調達

市は、資材が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4 1戸あたりの修理費基準

住宅の応急修理の費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編「資料4-3」参照）の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 住宅関係障害物除去【都市整備部】

住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。

1 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

2 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

3 除去作業の支援要請

市は除去作業の支援について、県に隣接市町村からの派遣を要請できる。

広報紙等は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として有効であることから、災害時の広報紙等の発行は迅速に行うものとする。

ア 避難所の市民への広報

(ア) 広報紙の配布

(イ) 防災行政用無線による広報

(ウ) 広報車による広報

(エ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】

(オ) 掲示板への掲出(広報紙、ポスター等)

イ 避難所外の市民への広報

(ア) 地区センター等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出

(イ) 防災行政用無線による広報

(ウ) 放送媒体による広報【入間ケーブルテレビ(株)・(株)エフエム茶臼】

ウ 市外避難者への広報

当初はファクシミリサービス、インターネット(ホームページ、登録制メール、SNS等)、報道機関への情報提供により対応し、その後は広報紙の市外郵送サービスをできるかぎり迅速に実施する。

4 要配慮者等を考慮した広報の実施

聴覚・視覚障害者や外国人などのように、災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう十分配慮して広報に努める。

(1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報(広報紙)やテレビでの文字放送、手話放送等による広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し音声情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能なかぎり点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、入間市国際交流協会等と連携し、やさしい日本語や外国語による広報を行う。

また、情報提供窓口を設置しながら、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

資料編『資料3-10 広報車一覧』参照

第2 報道機関への情報提供【企画部】

被災地の市民が適切な判断により行動がとれるようにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報を迅速かつ的確に広報する。

1 災害情報の提供

市は、報道機関に対し災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

〔安否照会者の確認事項〕

(ア) 照会者の氏名、住所 (イ) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 (ウ) 照会をする理由

ウ 安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〔照会者の区分と提供可能情報〕

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族 ※	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

※同居の親族とは、事実婚・婚約の関係にある者、入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に宣誓した者を含む。

第3章 その他災害の応急対策計画

第1節 雪害対策計画

市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

第1 災害情報の収集・伝達【各部】

災害情報の収集・伝達は、「第3編 災害応急対策編 第2章 第4節」に準じて行うものとし、大雪の場合は次の点に留意するものとする。

1 警報等の伝達

大雪警報・注意報、暴風雪警報・風雪注意報、着雪注意報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達する。

また、大雪特別警報、暴風雪特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政用無線及び広報車等により市民等へ周知する。

2 災害情報の収集・伝達

大雪時には、道路、交通、停電等の状況を収集し、関係者に伝達する。

第2 活動体制の確立【各部】

1 非常配備、災害対策本部の設置等

大雪警報、注意報が発表された場合、予想される積雪量や観測値を考慮し、積雪によって参集が困難となる前に必要な職員を確保できるように早めの配備体制を確保するとともに、災害対策本部の設置を判断するものとする。

職員の動員に当たっては、一時滞在施設や指定避難所の開設を見込んで確保するとともに、職員の防寒具、宿泊、積雪により参集困難となった場合の措置等も考慮するものとする。

その他、「第3編 災害応急対策編 第2章 第1節」に準じ、活動体制を確保するものとする。

なお、学校、幼稚園、保育所、公共施設等を管理する部及び市民等が参加するイベント等を予定している部は、休校（所）、休館、中止又は延期等の措置を早めに判断し、関係者に周知するものとする。

2 自衛隊の災害派遣要請

市長は、大雪により車両の立ち往生等の対応能力が大幅に不足し、迅速な救援・救助が必要な場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、自衛隊の災害派遣要請について、「第3編 災害応急対策編 第2章 第3節」

に準ずる。

3 広域的な支援体制の確立

大雪により市内の除雪能力が不足する場合は、除雪部隊や除雪機材等の応援派遣を要請する。

4 ボランティアの確保

大雪により生活道路の除雪等の支援が必要な場合は、除雪等の作業のボランティアを募集し、必要とする市民等へボランティアの派遣等を行う。

第3 応急措置【各部・道路管理者・防災関係機関】

各種応急措置は、「第3編 災害応急対策編 第2章」の各節に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は次の点に留意するものとする。

1 広報・問合せ対応

大雪時には次の情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて問合せ窓口を設置して対応する。

〔雪害情報の提供項目〕

種類	提供項目（内容）
注意喚起	○（警戒段階での）早期の帰宅、外出の抑制、停電への備え、雪かきの励行 ○（残雪による）凍結箇所での転倒、落雪、屋根の崩落等
生活情報	○学校・保育所等の休校（所）、公共施設の休館、イベントの中止・延期、ごみ収集の中止等 ○停電の状況（停電範囲、復旧見込み） ○一時滞在施設、指定避難所の開設状況（設置箇所、支援内容等）
交通情報	○道路交通情報（渋滞、除雪状況（除雪の箇所・優先順位）、路面凍結、通行規制（片側通行等）） ○公共交通情報（鉄道、路線バスの運休、臨時運行、再開等）

2 避難者・帰宅困難者対策

大雪により自宅での生活が不安な市民等のため、必要に応じて指定避難所を開設し、自主避難者に開放するものとする。

また、鉄道や路線バスの停止、運休等によって多数の帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の誘導、受入れを行うものとする。

3 道路・交通対策

大雪により大規模な除雪が必要となる場合、各道路管理者、警察署及び建設業者等は、消防活動・物流等を考慮して除雪路線の優先順位、交通規制等の実施体制を協議し、効果的な道路・交通確保を行うものとする。

道路管理者は、渋滞等の通行障害に対して緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する場合は、災害対策基本法第76条の6の規定により、その管理する道路について区間を指定し、障害となる車両等の所有者等に対して付近の道路以外の場所への移動等を命ずることができる。

また、当該車両等の所有者等が現場にいない場合は、当該車両等を移動することができ、移動等の措置のためやむを得ない場合は、必要な限度で他人の土地の一時使用等をするこ

とができる。

なお、当該措置を実施する際は、当該指定道路区間を周知するものとする。

4 除雪対策

公共施設を管理する部及び関係機関は、除雪用資機材、雪捨場を確保して所管施設の除雪を行う。また、通学路では、地域組織やPTA等の協力を得て、残雪等からの児童等の安全を確保するものとする。

5 要配慮者・医療対策

大雪が予想される場合は、人工呼吸器装着者等に停電への備え等必要な情報を提供し、状況に応じて安否確認を実施する。

また、積雪により消防車両の通行困難な路線がある場合は、ヘリコプターによる救出・搬送を行う。

6 雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

7 復旧対策

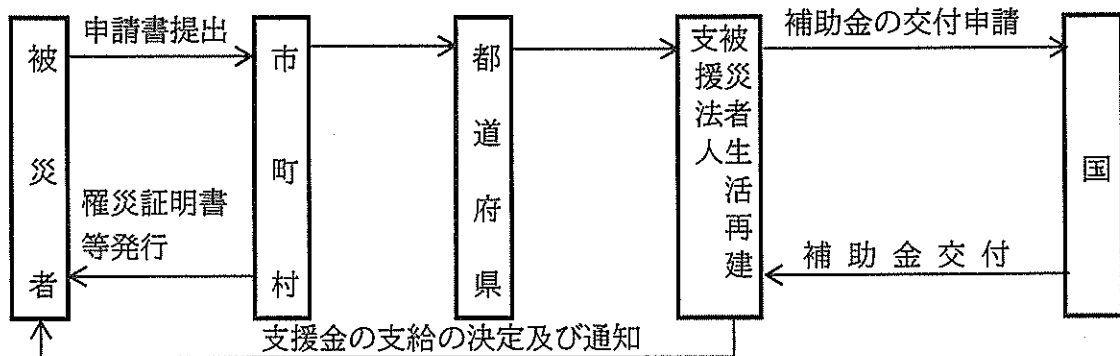
各種災害復旧措置は「第4編 災害復旧・復興編」に準じて行うものとし、大雪の場合は特に罹災証明の発行や農作物の被害対応等を速やかに実施するものとする。

4 市町村における事務

- (1) 被害情報の収集把握
- (2) 住宅の被害認定
- (3) 罹災証明等必要書類の発行
- (4) 支給申請等のとりまとめ
- (5) 支給申請書の審査等

なお、都道府県は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるものとされている。

5 支援金支給の流れ



6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

被災者生活再建支援法等の対象とならない被災者を救済するため、県及び県内市町村が共同で支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

<p>埼玉県・市町村生活再建支援金 （被災者生活再建支援法の補完）</p>	<p>支援法が適用されない全壊世帯等に対して、法と同様の支援金を支給する。</p> <p>(1) 支援の対象となる被災世帯</p> <p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 <p>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>
---	--

(2) 支援金の額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額
全壊、解体、長期避難	100万円
大規模半壊	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円
 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

(3) 市の役割

ア 住宅の被害認定
 イ 罹災証明書等必要書類の発行
 ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
 エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

埼玉県・市町村半壊特別給付金	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 <p>(1) 支援の対象となる被災世帯 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯</p> <p>(2) 給付金の額 補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 (※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円)</p> <p>(3) 市の役割 ア 住宅の被害認定 イ 罹災証明書等必要書類の発行 ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
----------------	--

<p>埼玉県・市町村 家賃給付金 (災害救助法の 補完)</p>	<p>特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。</p> <p>(1) 支援の対象となる被災世帯</p> <p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅(仮住宅)に入居した全壊世帯(埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯)。</p> <p>① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p> <p>(2) 給付金の額</p> <p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額(敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。)とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>ア 住宅の被害認定</p> <p>イ 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
--	---

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」(令和4年3月)による】

第7 被災者への融資等【環境経済部・福祉部】

1 災害見舞金の支給

市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を入間市災害見舞金等支給要綱(資料編「資料4-7」参照)に基づき支給する。

2 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受け

た者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

資料編『資料4-6 入間市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

(1) 災害弔慰金の支給

一定規模以上の自然災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給する。

対 象 災 害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支 給 対 象	① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支 給 対 象 遺 族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② ①以外の場合 250 万円
費 用 負 担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
申 請 窓 口	福祉総務課

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」（令和4年3月）による】

(2) 災害障害見舞金の支給

一定規模以上の自然災害により負傷し又は疫病にかかり、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給する。

災 害 対 象	災害弔慰金と同じ	
支 給 対 象 者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者	
支 給 額	① 生計維持者	250 万円
	② ①以外	125 万円
費 用 負 担	国 1/2	県 1/4 市 1/4
申 請 窓 口	福祉総務課	

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」（令和4年3月）による】

(3) 災害援護資金の貸付

一定規模以上の自然災害により世帯主の負傷及び住居、家財に損害を受けた世帯に対

し、生活の建て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② // 2人 430万円 ③ // 3人 620万円 ④ // 4人 730万円 ⑤ // 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	//	150万円
	③ 住居の半壊	//	170(250)万円
	④ 住居の全壊	//	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	//	350万円
	⑥ ①と②が重複	//	250万円
	⑦ ①と③が重複	//	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	//	350万円
	※()は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		
申請窓口	福祉総務課		

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」(令和4年3月)による】

3 中小企業関係融資

- (1) 商工会、中小企業団体等と連携した埼玉県経営安定資金融資制度の支援
- (2) 中小企業の被害状況調査、資金需要の把握
- (3) 政府系金融機関等の金融特別措置の周知

4 被災農林業者への融資等

- (1) 天災融資法に基づく被害農林業者への融資
- (2) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
- (3) (株)日本政策金融公庫の貸付
- (4) 農業保険法に基づく農業共済団体と連携した農業保険業務の促進

入間市地域防災計画（改訂素案）に対する意見書

防災会議委員名	
---------	--

ページ・項目名	ご意見

※ご意見は、令和5年1月19日（木）までにご提出ください。

（郵送・FAX・Eメールでご提出をお願いします。）

※ご意見が無い場合は、意見書の提出は不要です。

※意見書の電子データをご希望の方は、下記担当までご連絡ください。

〔問い合わせ・提出先〕

入間市役所危機管理課（担当：計画・消防担当）

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

TEL.04-2964-1111(内線3364・3365)

E-Mail：ir411000@city.iruma.lg.jp FAX.04-2964-7818